

## 研究ノート

# 市場庄遺跡から出土した貝類に関する一考察

中野 環

〒 516-2102 三重県度会郡度会町大野木 1711-1

キーワード：市場庄遺跡，アカガイ，イイダコ壺

(2019 年 11 月 10 日 受付)

A preliminary study on the shell remains excavated at the Ichibanosho Archeological site

Tamaki Nakano \*

\* Corresponding author: 1711-1 Onoki, Watarai, Mie 516-2102, Japan

E-mail: tamayan3838@gmail.com

### はじめに

市場庄遺跡は、三重県松阪市六軒町の三渡川右岸に所在する江戸時代を主な時代とする遺跡で、伊勢街道と初瀬街道の合流地点にあたる(図 1)。市道三渡橋の架け替えに伴う道路新設に際し、2015 年 5 月から 10 月にかけて三重県埋蔵文化財センターによる発掘調査が実施された。17 世紀末から 18 世紀前期の遺構面と 18 世紀中期から後期の遺構面の発掘調査が行われ、陶磁器や銭貨などの遺物の他、大型の貝殻で約 1600 ~ 1700 個分に相当する 145 kg を越えるアカガイ *Scapharca broughtonii* (Schrenck, 1867) の貝殻がまとめて出土した(三重県埋蔵文化財センター, 2017)。

市場庄遺跡から出土した貝類について三重県埋蔵文化財センターから同定を依頼された際に多数のアカガイの中に 2 ~ 5 mm の小さな穴が開いた貝殻が含まれていた。アカガイは茶屋や旅籠で客に供されたもの、あるいは加工場跡のもので、市場庄遺跡の前の街道を通る参宮客の多さを示していると考えられているが(三重県埋蔵文化財センター, 2017)、貝殻にある小さな穴の存在に関しては触られていない。県内の遺跡で大量のアカガイが出土することは稀であることに加え、貝殻にある小さな穴の存在から、アカガイをどのように利用していたか、当時の人々の生業や暮らしを探る上で参考になり得ると考え、記録として報告したい。

現在、三重県埋蔵文化財センターには市場庄遺跡か

ら出土した貝殻の一部が保管されているに過ぎない。貝殻に穴が開いた資料は、2 点を除いて再検証することはできないため、筆者の同定メモやそれらを基に図化したことを付け加える。

本文に先立ち、文献を提供して下さった大川操氏、資料閲覧および掲載を許可していただいた三重県埋蔵文化財センターに感謝申し上げます。



図 1. 市場庄遺跡位置図。

## 試料と方法

2015年12月に三重県松阪市六軒町に所在する市場庄遺跡出土貝類を同定し、一部の貝殻をスケッチした(図3, 4)。

アカガイと同属のサルボウ *Scapharca kagoshimensis* (Tokunaga, 1906) を伊勢市の海岸で採集し、貝殻の外表面または内面から釘で穴をあけ、穴のできかたを検証した(図2)。また、2019年11月19日に、三重県埋蔵文化財センターが保管する貝類資料のうち、穴が確認できた2点の資料について、穴の位置や形状を確認した。

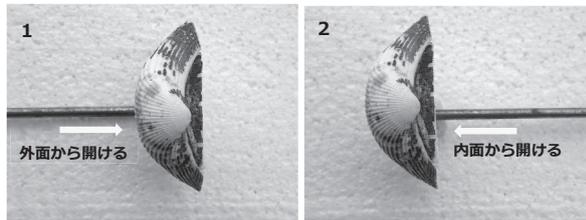


図2. 貝殻に穴を開ける方法. 1: サルボウの貝殻の外表面に釘をあて、貝殻の外側から内側に向けて穴を開ける, 2: 内面に釘をあて、貝殻の内側から外側に向けて穴を開ける.

## 結果と考察

出土貝類は、発掘調査の出土物を入れるテンバコ(内寸:540 mm×340 mm×145 mm) 19箱分の量があったが、アカガイを除いては種類、個体数ともに少なく、マダカアワビ *Haliotis madaka* (Habe, 1979), サザエ *Turbo sazae* Fukuda, 2017, ツメタガイ *Glossaulax didyma* (Röding, 1798), ハマグリ *Meretrix lusoria* (Röding, 1798), ヤマトシジミ *Corbicula japonica* Prime, 1864 を確認した。正確な個体数を記録していないが、貝殻表面に5 mm程度の穴が開いたアカガイが40点以上(1%強)混じっていた。

穴は左右どちらかの殻に限定されるものではなく、右殻、左殻いずれのものもあった。穴の位置は貝殻の中央にあるものは限られ、ほとんどが殻頂に近い位置にみられた(図3, 5)。殻に開いた穴の形は円形や四角形のほか、不定形のものがあり、貝殻内面の穴の周囲が剥離していた(図4, 5)。

貝殻外面に釘をあて、貝殻の外側から内側に向けて穴を開けた場合は、貝殻外面の穴の周りほとんど剥

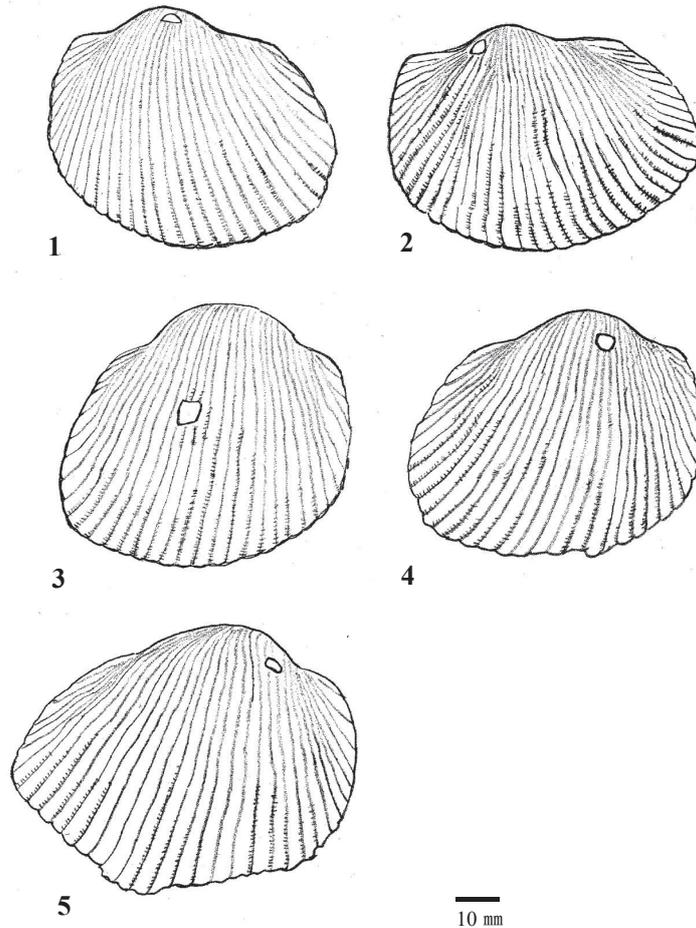


図3. アカガイの殻に空いた穴の位置. 1: 左殻の殻頂付近中央, 2: 左殻の殻頂付近前方, 3: 右殻の中央, 4: 右殻の殻頂付近中央, 5: 右殻の殻頂付近前方.

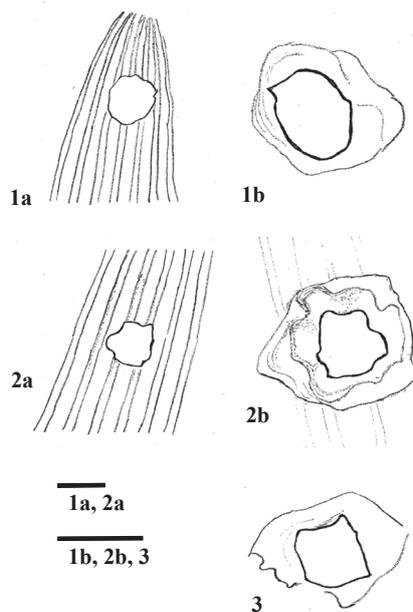


図4. アカガイの殻に空いた穴の形と貝殻表面の状態. 1a: 円形 (貝殻外面), 1b: 円形 (貝殻内面) 穴の周りが剥離, 2a: 不定形 (貝殻外面), 2b: 不定形 (貝殻内側) 穴の周りが剥離, 3: 四角形 (殻の内側) 穴の周りが剥離. スケールは 10 mm.

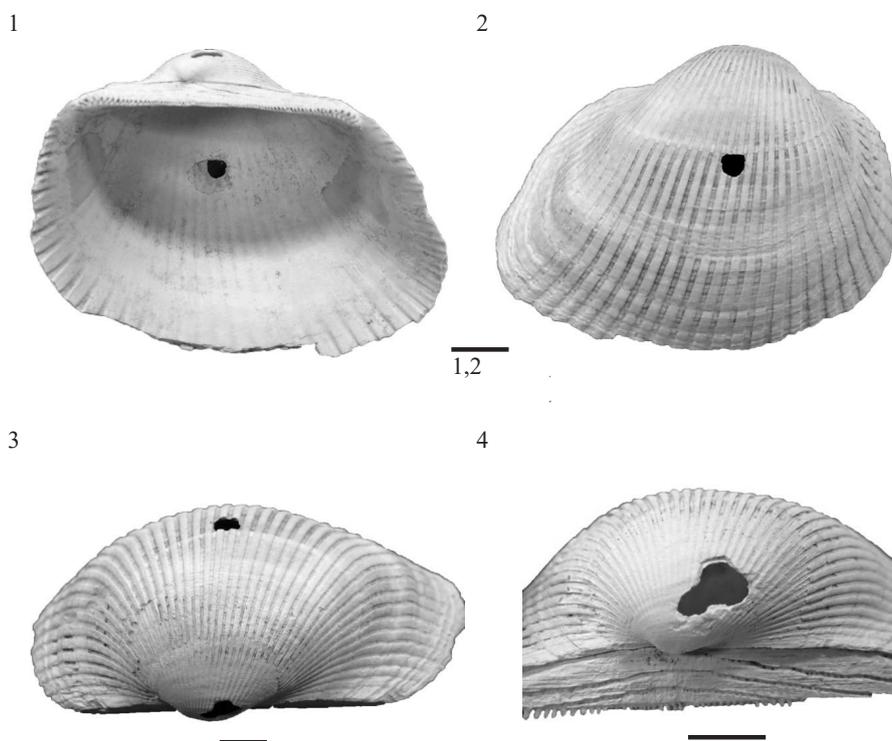


図5. 市場庄遺跡出土アカガイの貝殻に開いた穴. 1: 右殻内面の様子 (貝殻側面中央部に開いた穴の周囲は薄く剥離している), 2: 右殻外面の様子 (穴の周囲には剥離は認められない), 3: 右殻背側から見た様子 (殻頂部と側面中央部に穴が確認できる), 4: 殻頂部拡大. スケールは 10 mm. 三重県埋蔵文化財センター所蔵資料を許可を得て撮影および掲載.

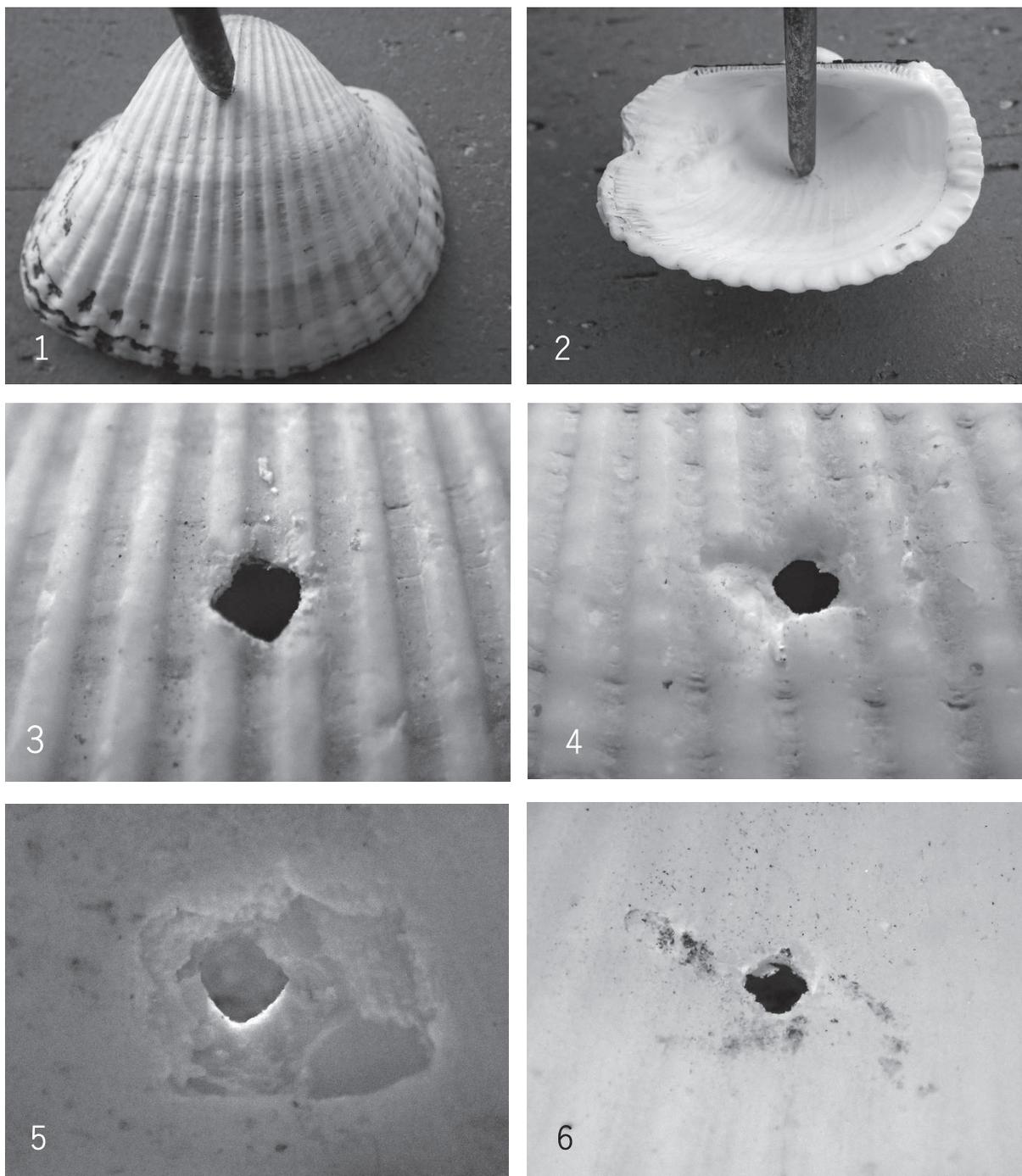


図6. 釘を使用してサルボウの貝殻に穴を開けたときの貝殻の状態. 1: 貝殻外側から釘で穴を開ける, 2: 貝殻内側から釘で穴をあける, 3: 貝殻外側から穴を開けたときの貝殻外面の状態, 4: 貝殻内側から穴を開けたときの貝殻外面の状態, 5: 貝殻外面から穴を開けたときの貝殻内面の状態, 6: 貝殻内面から穴を開けたときの貝殻内面の状態.

離することなく金属の形の穴が開いたが、貝殻内面は穴の周囲が大きく剥離した（図 6-1,6-3,6-5）。一方、貝殻内面に釘をあて、貝殻の内側から外側に向けて穴を開けると貝殻外面の穴の周りが剥離したが、貝殻内面はほとんど剥離することなく、金属の形の穴が開いた（図 6-2,6-4,6-6）。これらのことから、市場庄遺跡から出土したアカガイの貝殻にある穴は、貝殻外側から内面に向けて力をはたらいて開いたものだと考えられる。

アカガイは北海道南部から九州にかけて分布し、水深 5～50m の内湾の砂泥底に生息する殻長 120 mm に達する二枚貝で、箱型でよく膨らむ（奥谷, 2017）。内湾の浅瀬に多いサルボウや外洋に面した海域に生息するサトウガイ *Scapharca satowi* (Dunker, 1882) に比べると貝殻は薄質である。縄文時代にはサトウガイを利用した腕輪のほか、比率は低いアカガイ製のものも発掘されている（忍澤, 2011）。アカガイは、全国各地の発掘調査で出土することから、過去には岸近くに多数生息していた可能性もあるが、現代では、多産する種ではなく、水深 20m 程の砂泥底に生息しているため、海岸に打ち上げられることはほとんどない。これらのことから、市場庄遺跡から出土した大量のアカガイは、貝殻を利用する目的で拾い集めたものではなく、三重県埋蔵文化財センター（2017）が考察するように、食用目的として伊勢湾内で採取されたものと考えられる。

干潟に生息するハマグリや河口域に生息するヤマトシジミは、採取が容易であることから食用にされやすいが、市場庄遺跡からは、これらの貝殻は数片しか出土していない。従来、食用後の貝殻は、粉砕して家禽類の餌として利用したり、中和剤や干肥として畑作時に利用された。また、現在では少なくなったが、かつて九州や瀬戸内地域では、大型の貝殻は、イイダコ壺として使用されてきた。二枚貝製のイイダコ壺は、殻頂付近に開けた穴にひもを通して使用するため、イイ

ダコ壺に使用された貝殻は、穴の周りの貝殻がひもで擦れて滑らかになっている特徴がある（平川, 2012）。

市場庄遺跡から出土したアカガイについては、貝殻に穴が確認できるのは出土貝類の 2% に満たない。長期間の埋土中に自然に開いた可能性は無視できないが、穴の位置や、貝殻内面が剥離していることから、意図的に貝殻の外側から開けたものとも考えられる。九州や大阪湾、関東地方、日本海側の地域ではイイダコ漁が行われてきたが、伊勢湾ではイイダコ漁が行われた記録はない（海の博物館・財団法人東海水産科学協会, 1988；平川, 2012）。また、市場庄遺跡から出土したアカガイは、穴の周りが滑らかではないなど、イイダコ壺として利用された痕跡は確認できない。本研究では、市場庄遺跡から出土したアカガイが貝製のイイダコ壺として利用されたことを断定できないが、貝殻が大型になるアカガイは、何らかの目的で利用するために、選択的に保管していた可能性がある。今後、埋蔵文化財分野の研究の進展により、市場庄遺跡から大量に出土したアカガイが示す意味が明らかになることを期待したい。

#### 引用文献

- 平川敬治 .2012. タコと日本人 獲る・食べる・祀る .213pp. 弦書房, 福岡.
- 三重県埋蔵文化財センター .2017. 市場庄遺跡発掘調査報告書 ～松阪市六軒町所在～ .115pp. 文化印刷, 津市.
- 奥谷喬司 (編).2017. 日本近海産貝類図鑑 (第二版) .1375pp. 東海大学出版部, 平塚.
- 忍澤成視 .2011. ものが語る歴史 22 貝の考古学 .430pp. 同成社, 東京.
- 海の博物館・財団法人東海水産科学協会編 .1988. 漁の図鑑 .131pp. 光出版, 松阪.



## 研究ノート

# 三重県尾鷲市におけるオオシモフリスズメ (チョウ目；スズメガ科)の記録

大島 康宏

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田 3060 三重県総合博物館

キーワード：初記録，ウチスズメ亜科，スズメガ，紀伊半島，東紀州

(2020年2月26日 受付)

A notable record of the apple hawkmoth, *Langia zenzeroides* (Lepidoptera; Sphingidae), from Owase, southern Mie Prefecture, central Japan

Yasuhiro OHSHIMA\*

\* Corresponding author: Mie Prefectural Museum, 3060 Isshinden-kozubeta, Tsu, Mie 514-0061, Japan

E-mail: ooshiy00@pref.mie.lg.jp

### Abstract

An apple hawkmoth, *Langia zenzeroides* Moore, 1872, was confirmed from eastern area of Kii Peninsula, Higashikishu, southern part of Mie Prefecture, for the first time. The flora around the sampling point was evergreen broad-leaved forests, and the forest understory vegetation was extremely poor due to sika deer, *Cervus nippon* Temminck, 1838.

Key words: new record, Smerinthinae, sphinx, Kii Peninsula, Higashikishu

オオシモフリスズメ *Langia zenzeroides* Moore, 1836 は、スズメガ科 Sphingidae の中では日本最大の種で開張が 140 ~ 160mm におよび、成虫が一年に一度 3 ~ 4 月に出現し (矢野・岸田, 2011), 主にバラ科植物 Rosaceae を寄主植物とする (Robinson, et al., 2001; 矢野・岸田, 2011). 本種は、国内では本州中部地方以西、四国、九州、対馬に (図 1A), 国外では台湾、朝鮮半島南部、中国南部、インドシナ半島北部からネパールに分布している (矢野・岸田, 2011). 紀伊半島では和歌山県から 6 例 (吉田, 2019) のほか、奈良県から 1 例 (桜谷・川村, 1999) が、三重県では、2016 年に伊賀地域から 1 例が知られているだけである (乙部・山田, 2017) (図 1B). このたび筆者は、三重県農林水産部みどり共生推進課が三重県尾鷲市に

において実施した三重県指定希少野生動植物種育成状況調査に同行したところ、周辺の場所において 1 個体の本種を確認した (図 2). 本種は紀伊半島南東部 (東紀州地域) からは知られておらず、また今回の記録は既知産地からも比較的離れている地域であり (図 1B), 本種の分布を知る上でも重要な記録となるため、ここに報告する.

1 ♀. 三重県尾鷲市須賀利町 標高 5 m, 2020 年 2 月 4 日 大島 康宏 採集 (図 2), 三重県総合博物館収蔵 (MIE-In0040003).

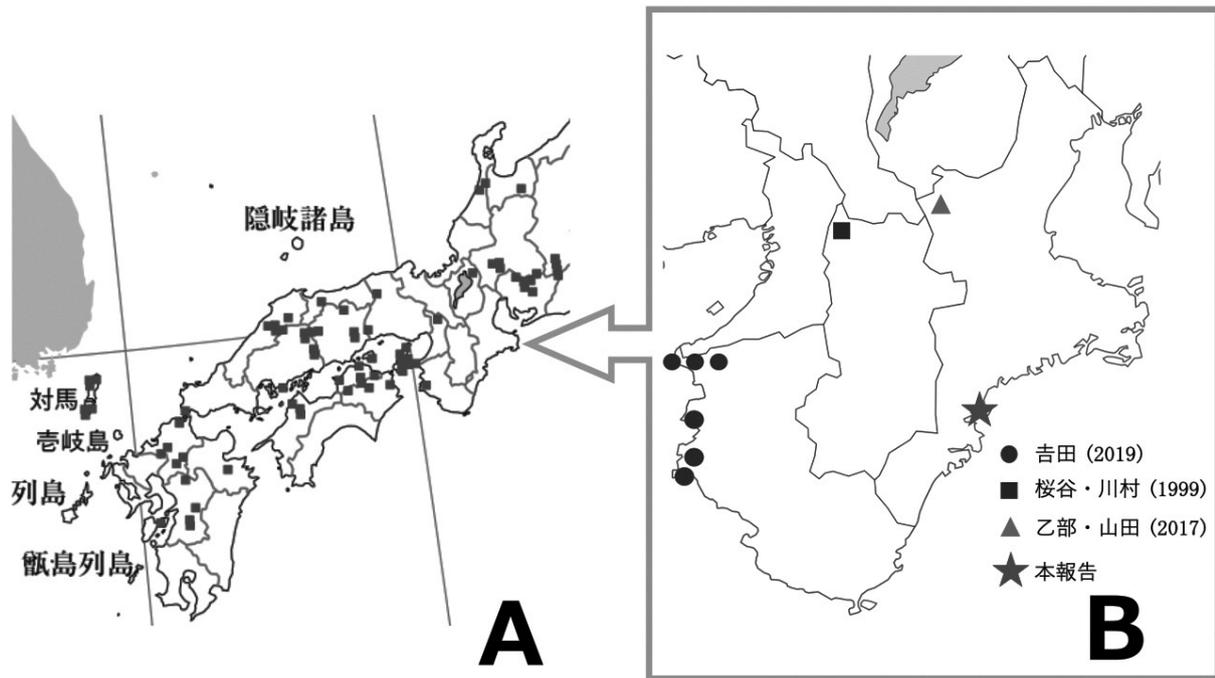


図1. オオシモフリズメの国内の分布．A, 国内の分布記録（財団法人自然環境研究センター，2010 を改変）；B, 紀伊半島とその周辺部の分布と今回の発見地（桜谷・川村 1999；乙部・山田，2017；吉田，2019 をもとに作成）．

落ち葉の隙間より本種の蛹を発見し，採集した．その後，三重県総合博物館へ持ち帰り，空調を 23℃ に設定した部屋で，飼育ケース内にて飼育を行った．飼育ケース内は，市販されているカプトムシ等飼育用の腐葉土を敷き，その上に蛹を置いた．2，3 日に一度，蛹に水がかからないように腐葉土に水分を与えた状態で飼育したところ，2020 年 2 月 15 日に羽化した（図 3）．

採集地の環境は，ツブラジイ *Castanopsis cuspidata* (Thunb.) Schottky やタブノキ *Machilus thunbergii* Siebold et Zucc., ヤブツバキ *Camellia japonica* L. 等を主とする沿岸部の常緑広葉樹林であるが，ニホンジカ *Cervus nippon* Temminck, 1838 の食害により林床植生は乏しく，オモト *Rohdea japonica* (Thunb.) Roth やサカキカズラ *Anodendron affine* (Hook. et Arn.) Drucei 等が点在するに限られる．また，周辺にも人家や耕作地が存在しないことから，城本ら（2007）が報告した奈良市の事例のように植栽による移入とは考えにくい．

当該地域での本種の寄主植物の特定には至らなかったが，現在知られている本種の寄主植物 (Robinson, et al., 2001; 矢野・岸田, 2011) は，当該地域での生育は確認できなかった．バラ科植物については，バクチノキ *Laurocerasus zippeliana* (Miq.) Browicz が比較的多く確認できた．なお，採集地点から離れた山の稜線上にはヤマザクラ *Cerasus jamasakura* (Siebold ex Koidz.) H. Ohba が点在しているほか，ホウロクイチゴ *Rubus sieboldii* Blume やリンボク *Laurocerasus spinulosa* (Siebold et Zucc.) C. K. Schneid. 等がわずかながら自生している（山本和彦，私信）．

末筆ではあるが本報告を行うにあたり，調査の機会を与えてくださった三重県みどり共生推進課の和田彰之主任，本種の寄主植物や分布情報についてご教示いただいた九州大学大学院農学研究院の廣渡俊哉教授と愛知県の間野隆裕氏，現地の植生について貴重な助言を賜った三重自然誌の会の山本和彦氏と三重県総合博物館の森田奈菜学芸員にお礼申し上げる．

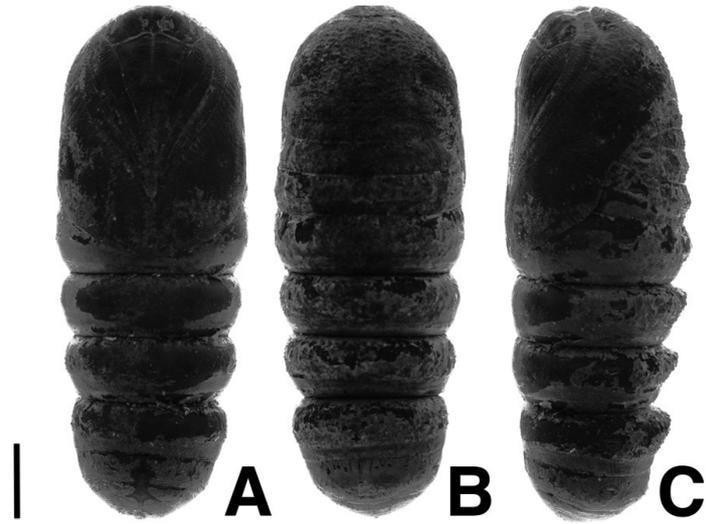


図2. 三重県尾鷲市で採集したオオシモフリスズメの蛹（スケール=1cm）.  
A, 腹面；B, 背面；C, 左側面.



図3. 羽化したオオシモフリスズメ (MIE-In0040003) (スケール=1cm).



図4. オオシモフリスズメを採集した付近の林内の様子.

## 引用文献

- 乙部 宏・山田翔大． 2017. 伊賀市のオオシモフリスズメ． ひらくら, 61: 47.
- Robinson, G. S., Ackery, P. R., Kitching, I. J., Beccaloni G. W. and Hernández, G. W.. 2001. Hostplants of the Moth and Butterfly Caterpillars of the Oriental Region. 744pp. The Natural History Museum, London.
- 桜谷保之・川村清久． 1999. オオシモフリスズメを奈良市で採集． 昆虫と自然, 43(5): 13.
- 城本啓子・福井秀弥・桜谷保之． 2007. 近畿大学奈良キャンパスにおけるガ類の生息状況 (1) スズメガ科, ヤガ科 (カトカラ属等)． 近畿大学農学部紀要, 40: 53 - 62.
- 矢野高広・岸田泰則． 2011. スズメガ科 *Sphingidae*. *In*: 岸田泰則 (編). 日本産蛾類標準図鑑 I. pp. 327-339. 学研教育出版, 東京.
- 吉田元重． 2019. くろしお 特別号 (和歌山県の蛾類目録). 202pp. 南紀生物同好会, 有田川.
- 財団法人自然環境研究センター (編). 2010. 自然環境保全基礎調査 動物分布調査 日本の動物分布図集. 1072pp. 環境省自然環境局生物多様性センター, 富士吉田.

## 研究ノート

# 南伊勢地域の考古資料 ～高山英行収集考古資料～

田村陽一<sup>1)</sup>・中村法道<sup>2)</sup>・形神吉彦<sup>3)</sup>

1) 〒516-0035 三重県伊勢市勢田町956

2) 〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503 三重県埋蔵文化財センター

3) 〒515-0063 三重県松阪市大黒田町新道265-14

キーワード：資料整理，先史時代，石器，土器

(2020年1月16日受付)

Notes on archaeological materials collected by Hideyuki Takayama from the Minami-Ise Area, southern Mie Prefecture

Youichi Tamura\*, Norimichi Nakamura and Yoshihiko Katakami

\*corresponding author: 956 Seta-cho, Ise, Mie 516-0035, Japan

E-mail: youtam@amigo.ne.jp

### はじめに

私たちが、文字資料が皆無、もしくはきわめて乏しい先史時代から古代にかけての地域の歴史を学ぼうとする際、地域に残る遺跡および出土遺物を中心とした考古学的情報を欠かすことはできない。

高度経済成長期を経て、現在にいたるまで、ほ場整備・各種道路整備・住宅団地造成や工場建設等の大規模開発事業が盛んにおこなわれ、地域の自然環境や景観は急激な変貌を遂げてきた。さまざまな開発の名のもと、身近な地域に残されてきた古墳や城館、地下に埋もれた集落跡などの遺跡も次々と失われていった。それらの一部は文化財保護法に基づく発掘調査によって、記録保存が図られるようになった。当県では昭和40年代前半頃から徐々に記録保存が図られるようになり、新たな考古学的知見が加わり地域史研究に厚みが増した地域もある。

しかしながら、それが三重県内すべての地域にあてはまるわけではない。とりわけ県南部地域では発掘調査もなされないまま消滅した遺跡は数多いし、重要な遺跡といえども、今なお現在進行形で破壊の危機に瀕している厳しい現実もある。近年、特に深刻な問題として顕在化しているのが、農地への太陽光発電設備の設置工事で、農業従事者の高齢化と後継者不在等によ

る耕作放棄がめだつ中山間地域で著しい。南向き緩斜面へのソーラーパネル設置工事がいたるところで行われ、かかる地形環境に残されてきた先史時代遺跡の多くが次々と影響を受ける事態となっている。本稿に係る旧勢和村内で例をあげるなら、浜井場(波多瀬)、川辺、上広B、中広A、笠松、丹生池ノ谷、中ノ広C、曾原、石神Cの各遺跡などで、遺跡の全域もしくは一部に影響が及んでいる。

このような状況下、南伊勢地域の貴重な考古資料が三重県総合博物館へ寄贈されることとなった。早々、膨大な資料の整理分類を進め資料化を目指すこととなり、「高山氏収集資料整理研究プロジェクト」と称する研究会を立ち上げ、調査研究を開始した。三重県立博物館(当時)を主体とし、田村陽一(当時三重県埋蔵文化財センター)を中心に中村法道(三重県埋蔵文化財センター)・形神吉彦の3名が、分類整理作業、調査研究を進めた。なお、杉谷政樹(元三重県総合博物館・当時三重県立博物館)・宇河雅之(三重県総合博物館・当時三重県立博物館)が主として調整事務等を担当した。

このたび10年を要した基礎的な整理作業が終了し、資料全体の内容が明らかになるとともに、寄贈手続きが完了した。この機会に本資料の概要とともに、収蔵

にいたる顛末，整理・分類の方法と経過について，覚え書きとして紹介しておく．また個々の遺跡・遺物の調査報告については別稿を期すこととしたい．

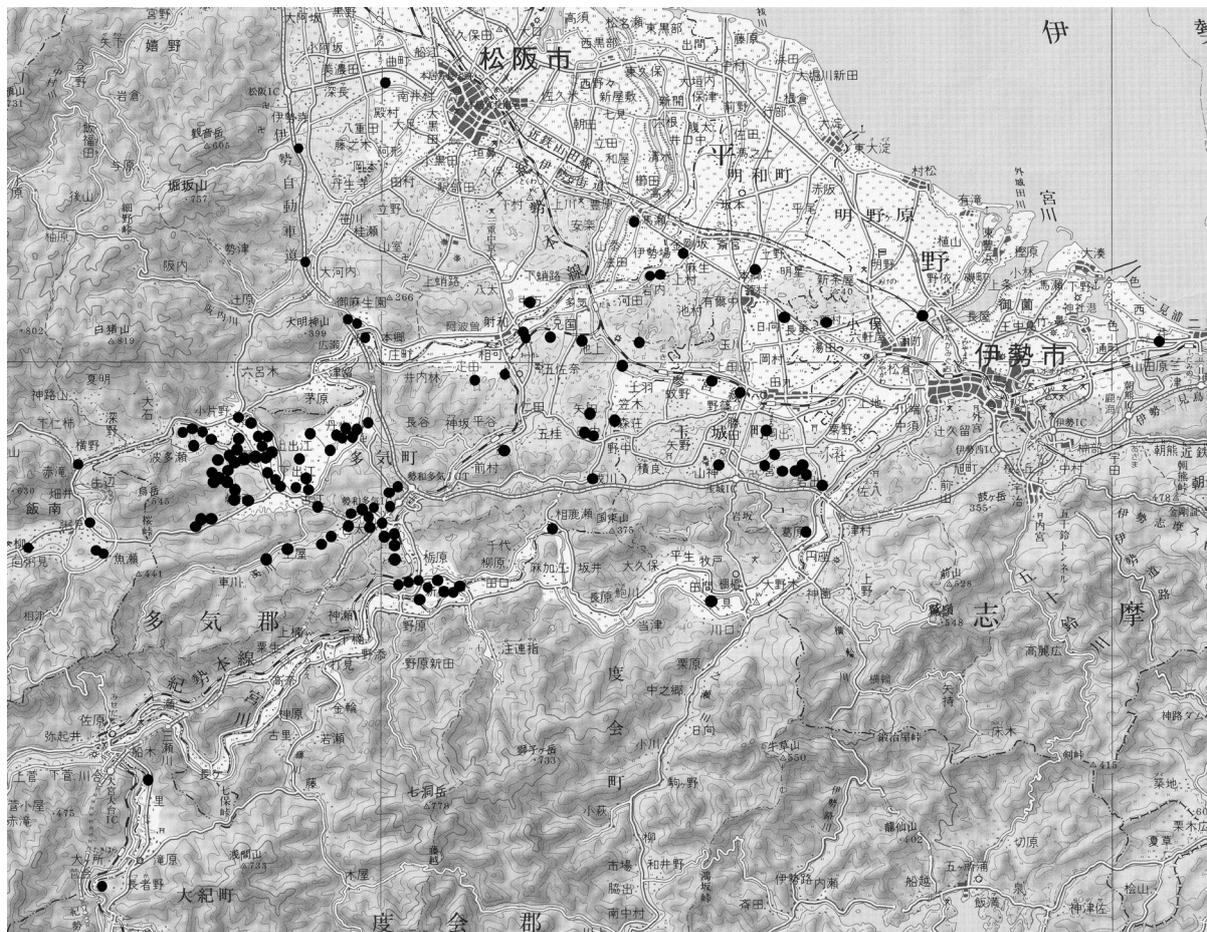


図1. 高山氏が踏査した主要遺跡一覧（国土地理院 20 万分 1 地勢図 伊勢に加筆）

## 受贈資料について

### (1) 資料の概要

受贈された資料は，旧多気郡勢和村（現多気町）在住の高山英行氏（1962～2010）が，小学生のころより三十数年間にわたり踏査を繰り返し，表面採集してきた旧石器・縄文・弥生時代の石器および土器を中心とした考古資料で，総点数 71,542 点に及ぶ膨大なものである．

その内訳は，①三重県内遺跡での採集遺物（採集地は旧勢和村域を中心とし，周辺の多気町・大台町・大紀町・松阪市・明和町・玉城町・度会町・伊勢市に及び，一部旧嬉野町・旧美里村などを含む），②大阪府から奈良県にかけての二上山周辺で採集したサヌカイト製石器等，③岐阜県下呂地域の主要遺跡で採集した下呂石製石器等，④長野県開田高原・和峠山周辺・野辺山高原・飯山方面から新潟県信濃川上～中流域の主

要遺跡で採集した黒曜石製石器等を中心とするものに大別できる．三重県内採集の遺物が 42,131 点，県外採集遺物が 29,411 点である．ほぼ全点に，採集遺跡名・採集地点と日付を記した紙片などが付され，きちんと保管がなされていた．開発等により消滅してしまった遺跡の採集品は，それが唯一の資料となるものや，新発見となる遺跡の遺物も多数含まれており，表面採集資料とはいえ資料的価値は高い．

なお，寄贈されたのは採集遺物（土器・石器類）のみで，遺物以外の記録類や写帳・写真等の関連資料は，残念ながら所在を確認できなかった．唯一，遺物を詰めた段ボール箱(C-147, 大阪府太子町太子温泉周辺か)に 2 枚のカラープリント写真が入っていた．1 枚はどこかの山頂から平地部を撮影したもので，のちの杉谷による分析で二上山雌岳から太子町方面を撮影したものと判明した．他の一枚は地肌が露出した丘陵斜面(遺

跡破壊現場に出くわし、多量のサヌカイトを採集した場所と思われる)を撮影したものであった。

## (2) 高山氏の活動の軌跡

まず高山氏の踏査活動についてふれておきたい。公開されていた氏のホームページの記事や、執筆者の一人である田村がかつて高山氏から直接聞いた話によると、「小学5年生の頃よりハート形をした石鏃に魅せられ、周辺の遺跡を廻って採集活動」を始め、「中学・高校時代には郷土研究部に所属し、採集活動に明け暮れた」。就職のため「三重県を離れた時期に一時中断したものの、郷里に戻ってから遺跡踏査を再開した」という。

1990年には、遺跡分布調査に全力を注ぎ込むために仕事を辞め、スーパーマーケットの夜間店長として働きながら、日中は旧勢和村域を中心とした分布調査活動を続けた。

1991年10月には旧勢和村教委の協賛、村内資料所蔵者等の協力を得て『勢和と縄文』と題した自主展覧会を開催、採集資料を展示した。それに合わせ、山崎三四造氏を招いての特別講演会も催している。山崎氏は、定年退職後に自宅(旧一志郡一志町)近くの畑地に堅穴住居を復元、約20年間にわたって縄文時代の暮らしの追体験を徹底実行し、「縄文おじさん」などと呼ばれ親しまれた人物である。このほか、高山氏は小学生対象の縄文土器作り体験会や、小学校への出前授業など、普及啓蒙活動にも力を注いだ。

高山氏をこのような活動に向かわせたのは、豊かな自然環境の中で活動した先史時代の人々が大地に残した、かけがえのない勢和の歴史文化のすばらしさを、多くの人々に知ってもらいたいという熱い思いからだった。

1992年からは夜間店長を継続しながら再び日中の仕事にも就いて昼夜働き続け、月末に10日くらいまとめて休暇を取得して集中的に分布調査を継続、県外の遺跡や博物館見学にもよく出かけた。

1993年10月には念願の住宅を新築。一室を展示室とし、三台のショーウィンドウに採集した遺物を陳列、SEIWA縄文館という名で無料一般公開を始めた。2002年5月にはホームページSEIWA縄文館も開設した。住宅の新築は、実はこの展示室開設が最大の目的でもあったという。

## (3) 分布調査に没頭する日々

ところで、初期(小・中・高校生頃)の採集品には日付データがみられずその時期の活動の変遷は不明であるが、1988～2008年までに限って日付データが確認できる。ここから、分布調査に最も情熱を注いだのは1995年～99年頃であることがわかってくる。1995年から96年にかけては、4日から7日間連続の踏査をすることが多く、最長9日間連続の記録も残る。1日に近接する数遺跡をじっくり歩き、数日をかけて対象地域をひと回りし、それを何度も繰り返していたことが採集遺物の日付から浮かび上がってくる。

高山氏は県外遺跡の踏査にも足しげく通った。「地元の遺跡や遺物を知り尽くしたとしても、それは一部地域の姿でしかなく、他地域の旧石器・縄文文化も理解してこそ、あらためて地元の先史文化を正しく評価できる」と考え、県外博物館の見学や遺跡踏査にも目を向けたのだ。また、県外遺跡で表面採集を繰り返したのも、「多くの人々に地元と県外の遺物を見比べてもらうことによって、より理解を深めることになり、ひいては遺跡破壊の防止へとつながると考えたからだ」と手記に残している。つまり、彼は単なる石器好きのマニアックなコレクターではなかった。

例えば、大阪府から奈良県にまたがる二上山周辺へは頻繁に踏査を繰り返し、春日山・地獄谷・柏峯・梨子堂などの諸遺跡を巡り、旧石器時代を中心とした多量のサヌカイト製石器や石材を採集している。また、岐阜県下呂方面(初矢・大林・峰一合遺跡など)から長野県開田高原(柳又遺跡)、そして野辺山高原方面(矢出川・柏垂・切草・馬場平遺跡など)や和田峠方面(男女倉・鷹山遺跡群など)へも出かけ、さらには飯山から信濃川に沿って新潟県津南方面にまでも足を延ばしている。

最も遠方への踏査行は、1999年4月29日から5月5日までの1週間で、飯山方面から信濃川流域に入り、山形県小国町や八幡町まで足を延ばしている。その帰路に野辺山高原へ立ち寄って矢出川遺跡や柏垂遺跡を歩き、自宅へ戻った翌6日からは11日まで(内8日を除く)、連日地元旧勢和村内の遺跡を踏査するという、きわめて長期におよぶものだった。

このように高山氏は分布調査に並々ならぬ情熱を注いだ。採集遺物の本体に記された注記、あるいは遺物に添えられた紙ラベル等、残された記録から拾い上げた年次別月間踏査日数を表2に示しておく。

表 1. 高山氏採集品の遺跡別・時期別一覧.

番号	遺跡名	所在地	旧石器		縄文前期		縄文中期		縄文後期		弥生時代		古墳時代		備考	当該遺跡に関する参考文献
			旧石器	縄文前期	縄文中期	縄文後期	前期	中期	後期	前期	中期	後期	不明			
1	上ノ平	多気町波多瀬													石鏡、石鏡ほか	
2	浜井場	"	●													奥, 1986; 奥, 2001
3	川辺	"														三重県埋蔵文化財センター, 1997b; 奥, 2001
4	井尻	"														奥, 2001
5	松葉	"														谷本, 1973; 奥, 1986, 2001
6	波多瀬城跡	"														奥, 2001
7	立岡	片野 字 立岡・一之久保														奥, 2001
8	上ノ平A	"														谷本, 1973; 奥, 1986, 2001
9	上ノ平B	"														奥, 2001
10	北新木	"														谷本, 1973; 奥, 2001
11	南新木	"														谷本, 1973; 奥, 1986, 2001
12	山ノ垣内	"														奥, 1986, 2001
13	中ノ垣A	"														奥, 2001
14	中ノ垣B	"														奥, 2001
15	中ノ垣C	"														奥, 2001
16	中ノ垣D	"														奥, 2001
17	中ノ垣E	"														奥, 2001
18	ケノソウ	"														奥, 2001
19	小ノ又A	"														奥, 2001
20	小ノ又B	"														奥, 2001
21	スサキ	"														奥, 2001
22	縁通庵	"	●													三重県埋蔵文化財センター, 1999a; 奥, 2001
23	アカリ	"														三重県埋蔵文化財センター, 1999a; 奥, 2001
24	(森垣内)	"														奥, 1986, 2001
25	ソウダ	"														奥, 2001; 勢和村教育委員会, 2001
26	殿垣内	"														奥, 2001
27	コバサマA	"														奥, 2001
28	コバサマB	"														奥, 2001
29	ニコ谷	"														奥, 2001
30	南大谷	"														奥, 2001
31	西垣内	"														奥, 2001
32	黒岩	"														奥, 2001
33	ウシロ谷	"														奥, 2001
34	ミノノ沖	"														奥, 2001
35	エアリ	"														奥, 2001
36	小朝柄	"														奥, 2001
37	(高屋)	"														
38	(大井田)	"														
39	(六田)	"														
40	西切	多気町上出江 字 西切														奥, 2001
41	ミトウ切	"														奥, 2001
42	滝七	"														奥, 2001
43	大津	多気町下出江 字 大津														奥, 2001
44	新神馬場	"														奥, 2001
45	船戸	"														奥, 2001





伊勢市													
126	マヤ田	伊勢市小保町 字 マヤ田・下稲葉	●	○						▲	●	▲	岡田, 1981; 皇学館大学考古学研究会, 1985
127	石川	新村 字 石川	●	●									皇学館大学考古学研究会, 1985; 岡田, 2005; 奥, 1987
<b>度会郡度会町</b>													
128	上ノ里外	度会郡度会町 葛原 字 上ノ里外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	細村, 1991
129	森流	上ノ里 字 森流	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	度会町教育委員会, 2010
<b>松阪市</b>													
130	(小片野地内)	松阪市小片野町											
131	浦出	字 浦出				●					●		松阪市史編さん委員会, 1978
132	朝見井尻	飯南町朝見 字 井尻		○							●		三重県埋蔵文化財センター, 1997b; 山田, 1999; 中川, 2005
133	上ヶ所	字 上ヶ所									○		石鏡、磨石、蔽石ほか
134	足ヶ瀬	字 足ヶ瀬											石鏡、RF、模形石器
135	奥新田	飯南町朝見 字 奥新田		○							●		奥, 1984
136	百合	飯南町下仁柿 字 百合				●					○		奥, 1984
137	王子広	御麻生藪町 字 王子広		○	○	○	○	○	○	○	○	○	松阪市史編さん委員会, 1978; 松阪市教育委員会, 1990
138	大原堀	広瀬町 字 大原堀・森下		○		●					●		松阪市史編さん委員会, 1978
139	上寺	中万町 字 上寺		○		○					○		松阪市史編さん委員会, 1978; 松阪市教育委員会, 1981
140	古轡通B	早馬瀬町 字 古轡通									○		三重県埋蔵文化財センター, 2000b
141	(細谷)	矢津町									●		
142	野谷	字 野谷											野原, 2008
143	横尾塚遺群	伊勢寺町 字 横尾											
144	杉埜内	深長町 字 杉埜内				●					○		田坂, 2009
145	天白	爆野釜生田町 字 天白				●					○		三重県教育委員会, 1989a
146	井之上	井之上町 字 西浦ほか											皇学館大学考古学研究会, 1989
147	下沖	宮野町 字 下沖									○		
<b>津市 (旧安芸郡美里村)</b>													
148	西出	津市美里町三郷 字 西出				●							三重県埋蔵文化財センター, 1990
149	(足坂A)	足坂											
150	(足坂B)	足坂				▲							
<b>度会郡大紀町 (旧大宮町)</b>													
151	長者野	度会郡大紀町 滝原 字 長者野									○		杉本ほか, 1976; 奥, 1987

遺跡名欄の( )で示されたものは新発見あるいは採集遺物微量により埋蔵文化財包蔵地として未登録状態であるため、採集者自身が記録した地点名や小字名をあてている。

旧石器欄はナイフ形石器・角錐状石器・舟底状石器・細石刃・細石刃核を、旧石器～縄文初頭欄は時代を特定しにくい木葉形尖頭器をあてた。

草創期欄には有古尖頭器・神子柴系石斧、掻器等の当該期特有の特徴を有する石器をあてた。

各時期欄中の●印は高山氏採集品があるもの、○印は高山氏採集品にはないが、すでに知られた出土品・採集品があるものを示す。

▲は高山氏採集品の中に年代の比定にやや疑問があり、今後さらに検討を深めるべきものを示す。

備考欄のRFは調整痕有剥片, UFは使用痕有剥片を表す。

先史時代で時期の特定できない石器だけが採集されている場合に限り、備考欄に主な器種を示した(高山氏採集品のみ)。

当該遺跡に関する参考文献はそれぞれの遺跡の位置づけを知るために必要な文献を掲げた。高山氏採集品について特記されている文献というわけではない。

表 2. 年次別・県内外別踏査日数（記録の残るもののみ）

踏査年	踏査日数		県外の行先
	県内	県外	
1979	1		
1988	10		
1989	14	2	二上山方面
1990	27		
1991	16	1	二上山方面
1992	11	7	すべて二上山方面
1993	44	4	すべて二上山方面
1994	30	3	すべて二上山方面
1995	97	3	すべて二上山方面
1996	162	9	6日間二上山方面 2日間信州方面, 1日下呂方面
1997	127	19	12日間二上山方面 6日間信州方面, 1日下呂方面
1998	142	22	5日間二上山方面 11日間信州方面, 6日間下呂方面
1999	106	19	6日間二上山方面, 5日間信州方面 7日間東北南部方面, 1日下呂方面
2000	49	6	4日間二上山方面 1日信州方面, 1日下呂方面
2001	43		
2002	40	1	信州方面
2003	18	2	信州方面
2004	22	1	二上山方面
2005	13		
2006	15		
2007	32		
2008	17		
2009	1		
計	1037	99	

## 資料受贈の経緯

### (1) 資料調査から全資料の搬出へ

2010年1月、高山氏は調査中に不慮の事故により帰らぬ人となった。この突然の予期せぬ出来事は、関係者にとって大きな衝撃であった。筆者の一人である田村はかねてから高山氏と交流があり、高山氏収集考古遺物が地域の考古学的研究に欠かせない重要な資料であることを三重県立博物館に対しても過去に報告していた。そのような背景もあって、2010年三重県立博物館としてご遺族に対して改めて資料調査をお願いし、それが許されることになった。

5月下旬、資料の所在確認のために関係者で高山家を訪れた。その際、氏の収集した考古資料すべての調査への協力、今後博物館へ寄贈したという意味をご遺族から確認できた。そして、ご遺族の深いご理解とご厚意により、急遽当日のうちに全資料を搬出することになった。そのため多気町関係各位に協力を仰ぎ、同町土屋にある旧保育園施設の一角を仮保管場所として借用し、同町の4トントラックでピストン搬送をおこ

ない、ほぼ1日を要してかろうじて搬入を終えることができた（図版1-1）。

### (2) 膨大な資料

高山氏の収集資料は、SEIWA 縄文館の展示室としていた自宅リビングのほか、小屋裏にも多量の遺物が保管されていた。全てを数えると620箱余となり、仮保管場所の旧保育園施設の教室一室がいっぱいになるほどの、予想をはるかに超える膨大なものであった。

保管状態から見た場合、その資料群は概ね次の①～③のように大別できた。

#### ① SEIWA 縄文館に展示公開されていた遺物。

3台のショーケースに、遺跡別に小プラスチックケースに入れて陳列されていたもので、主として旧勢和村内遺跡採集遺物の一群。重要品や典型的な土器・石器類が集められていた（図版1-3,1-5,1-6,1-7）。このうち、ガラスケース内の一部3～4箱程度はすでに持ち出され、空白のスペースとなって遺物は残っていなかった（図版1-2）。一部は松阪市内の小学校で教材として活用されていたことが判明し、関係者の深いご

理解を得て回収することができた（図版 1-3）。そのほかにも個人へ渡った資料として、井尻遺跡と大津遺跡の有舌尖頭器等が確認できるが、その行方は残念ながら不明のままである。

#### ② SEIWA 縄文館で展示されていなかった遺物。

遺跡名・採集年月日を記載したラベルを添付し、チャック付きビニール袋に個別収納された遺物群で、高さ 1.2 m ほどのタワー型レターケース 2 台に収納され、居間におかれていた（図版 1-8）。県内市町および県外遺跡採集品のうちからピックアップした重要品が多数を占め、遺跡別あるいは市町別に整理保管されていた。

#### ③ SEIWA 縄文館の小屋裏に収納されていた遺物。

県内および県外採集品の一群で、次のように細別される。

##### (a) 菓子箱や缶を転用して遺跡別に収納された遺物。

スーパーマーケットや製パン会社のプラスチック製コンテナなどに保管されていたものもあった。水洗後にきちんと整理されたものが多く、ほとんどが採集遺跡を特定できた。

(b) カラーボックスに積み重ねて収納された、綿を敷いた自作の木製収納箱（27 cm × 27 cm × 3 ~ 8 cm）に市町村別・遺跡別に整理された遺物（図版 1-4、図版 2-1）。

(c) 10 kg 詰めミカン箱サイズのダンボール箱に詰め込まれたビニール袋に入った未洗浄遺物（採集当時のままの状態）（図版 2-2、2-3、2-4）。

段ボール箱は多数あり、表面に採集年月（県外の場合は大阪方面・長野県など行先も表記）をマジック書きしている。月単位で採集品をまとめて収納しているため、複数遺跡の採集品が詰められていたが、ほぼすべてのビニール袋に遺跡名・採集年月日を記したメモが入っており、遺跡を特定することができた。

なお、高山氏は遺跡名に独自の解釈による略符号も使用している。略符号の付与にあたって全体を通した統一性がないうえ、経年変化しているものもあって、略符号のみを記したラベルだけでは遺跡名の特定ができず解読に難渋し、特定できないものもあった。しかし、一部に遺跡名と略号を併記したラベルがあり、主要なものなどはなんとか遺跡名を特定することができた（表 4 参照）。

## 資料化をめざして

### (1) 基礎整理作業

2010 年 10 月、仮保管施設である旧保育園の教室において、基礎整理作業を開始した。その後、最終的な収蔵まで、田村および中村・形神の三名が一貫して従事したほか、基礎整理作業の一部には勝山孝文・小橋稔の参加があった。

作業手順としては、①プラスチックケースや大中小の各種コンテナ、様々なサイズの段ボール箱・菓子箱・ビニール袋などに詰められていた遺物の現況（収納状況）を写真撮影し、②混同・混入を避けるため、最小単位（原則一点もしくは複数点数でビニール袋や小箱等に入ったもので、ラベルを添えて採集日毎・遺跡毎にまとめて収納されていた）毎に仕分け、③その内容（遺跡名・器種・数量・日付等）について、手書きによる基礎整理台帳を作成したうえ、④未洗浄のものは洗浄する、といった作業工程をとった。

基礎整理台帳作成にあたっては、まず資料を県内と県外に大別し、県内資料から着手した。未洗浄資料の水洗には時間を要することから、洗浄済みの県内資料を A、未洗浄の県内資料を B、県外資料（未洗浄も含む）を C と 3 つに区分した（図版 1-3 ~ 8、図版 2）。

A および B 遺物については、コンテナ・木箱・段ボール箱など最も大きなまとまり毎に番号（大分類）を与え、A1 から順次 A2・A3…、B1・B2・B3…とし、その中に収められた小箱やビニール袋などのまとまりに枝番号（中分類）を与えた。したがって 2 連のアルファベットと番号が付されることになり、たとえば A1-1 とか A12-4、B3-1 などと表記することとし、C 遺物も同様の方法で進めた。

この基礎整理はほぼ毎日曜日に作業を続け、旧保育園施設での作業には 23 日間延べ 51 人が従事し、翌 2011 年 6 月末に完了した。また洗浄が終わった B・C 遺物は、休日に県埋蔵文化財センター嬉野分室倉庫にて順次作業を続け、2013 年 10 月に完了した。この基礎整理作業に、水洗作業以外でさらに 33 日間延べ 74 人を要した。

### (2) 詳細整理作業

2011 年 7 月から、基礎整理作業と並行して個別の遺物台帳整備のための詳細整理作業を開始した。この作業では、基礎整理で中分類（1 点もしくは複数点数でビニール袋や小箱等に入った最小単位で、原則とし

て採集日毎・遺跡毎に分けられている)に仕分けられ、ビニール袋へ仮収納された複数点の遺物を、①個々の遺物が識別できるように全点の集合写真をメモ写真として撮影し、②原則として遺物一点毎(ただし剥片や無文土器片など、同一時期・同類・同質・同一器種のものについては、一括して複数点をひとつの小枝番号にまとめたものもある)に小枝番号(小分類)を与えて手書き台帳に記載し、③それをチャック付きビニール袋へ遺物番号を記した紙ラベルとともに収納し、整理箱へ詰めるという作業工程をとった。したがって、個々の遺物には3連のアルファベットと数字の組み合わせられた個別番号が与えられ、たとえばA1-1-1とかA12-4-6、B3-1-20などと表記される。

このA・B遺物の詳細整理作業は、2013年12月によく終了、手書き台帳はA遺物・B遺物ともに1,000ページを超えるものとなった。そして遺物は整理用コンテナ(主として天昇電機株式会社製テンパコP27)約100箱に集約された。その際、保管スペースの関係から極めてタイトな収納方法を採用せざるを得なかった。今後、遺物を痛めず保管でき、活用しやすいような収納に改める必要がある。

### (3) 三重県総合博物館の開館と受贈手続き

この間、三重県立博物館は閉館し、2014年4月に三重県総合博物館として新しく開館することとなり、ようやく収蔵環境も整うことになった。これを受けて2013年11月、三重県埋蔵文化財センター嬉野分室で仮保管していた資料は、受け入れ態勢が整ったばかりの新博物館収蔵庫へ搬入・収蔵された。

整理作業終了後、手書きにて作成した遺物台帳の

PCデータ入力を進め、A・B・C基礎整理遺物台帳は2014年10月に、A・B詳細整理遺物台帳は2018年1月に入力が完了した。なお、県外遺跡採集品であるC遺物については、現在のところ詳細整理作業をいったん保留しているが、今後順次進めていく予定である。この間、高山氏の業績を公開する展覧会の開催を検討し、そのための準備作業を進め、2020年1月28日から4月12日までの間、三重の実物図鑑において特集展示が実施されることとなった。そして、これに先だって、2020年1月、高山氏収集資料にかかる正式な受贈手続きも完了した。

### 資料の概略と特徴、その意義について

高山氏は先史時代の石器に興味を持ち、旧石器・縄文・弥生時代の遺跡を集中的に調査・採集活動をおこなってきた。そのため、氏の採集資料は旧石器・縄文・弥生時代の土器・石器が中心となっている。ただし、歴史時代以降の遺物にも注意を払って調査しており、当地域において先史時代の遺跡が多いのは、地域的特性を反映しているからでもある。表1に高山氏が踏査した三重県内の主たる遺跡の概要をまとめた。特に旧勢和村内および周辺地域においては、隅々まで歩いて調査しているので、遺跡として認定しにくい単独採集地なども多数あるが、表1では省略した。また収集遺物の総点数は、前述のとおり71,542点を数えるが、このうち三重県内資料42,131点のおもな器種別点数を表3に示す。この中には、県内初出ないしは出土数の乏しい特殊遺物・希少遺物も多く含まれる。例えば、細石刃・細石刃核(カリコ遺跡・そうれ場遺跡・出張遺跡)、神子柴系局部磨製石斧(大間広遺跡・高皿遺跡)、

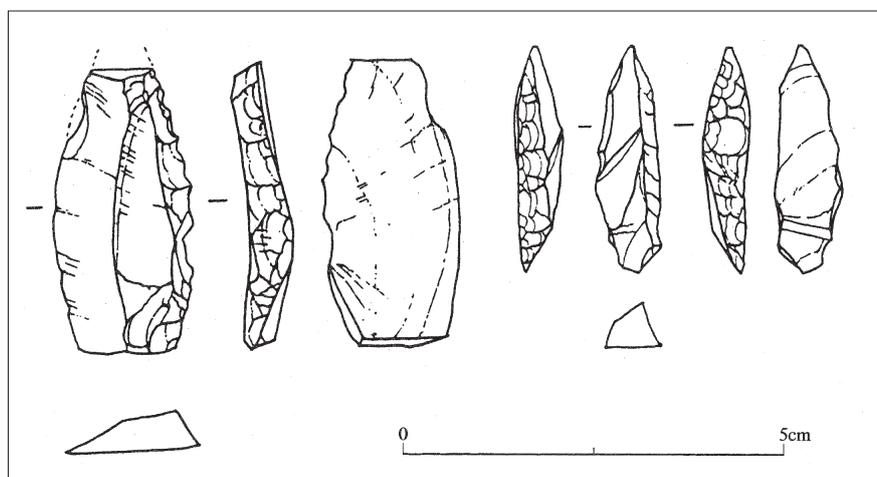


図2. 立岡遺跡採集ナイフ形石器(右は角錐状石器, 奥, 2001より)。

表 3. 器種別点数表 (概数)

ナイフ形石器	196	打欠石錘	638	楔形石器	1,362	土師器	3,328
角錐状石器	2	切目石錘	321	剥片・碎片	12,129	黒色土器	4
舟底状石器	0	打製石斧	169	石核	963	ロクロ成形土師器	29
細石刃	34	石皿	22	部分磨製石製品	13	瓦器	6
細石刃核	7	敲石	216	石棒・石刀類	21	須恵器	607
尖頭器	41	磨石	98	玦状耳飾(未成品含む)	4	灰釉陶器	11
有舌尖頭器	5	磨製石斧	35	垂飾	12	山茶碗・山皿	136
搔器	48	石錐	348	異形部分磨製石器	3	陶器	168
削器	121	砥石	53	線刻礫	14	磁器	9
石鏃	3,971	礫器	128	穿孔石製品	17	土錘	102
石匙	35	RF(調整痕有剥片)	2,190	縄文土器	11,641	石硯	8
粗製剥片石器	16	UF(使用痕有剥片)	827	弥生土器	808	その他	1,215
						合計	42,131

異形局部磨製石器いわゆるトロトロ石器(ケンソウ遺跡・大間広遺跡・中ノ広B遺跡), 玦状耳飾(縁通庵遺跡), 玦状耳飾未成品(山ノ垣内遺跡・大間広遺跡・笠松遺跡), 緑色岩(クロム白雲母)製玉未成品(新神馬場遺跡), 垂飾類(縁通庵遺跡・中ノ広B遺跡・丹生池ノ谷遺跡ほか), 線刻礫(瓦山遺跡・縁通庵遺跡ほか), 石棒(若宮A遺跡・丹生池ノ谷遺跡)など, 多種多様なものがある。なお, 山ノ垣内遺跡のものは「玦飾型垂飾」と評価されている(藤田, 2018)。

このように概ねの分類を行った表3については, 台帳の作成を急いだことも遠因ではあるが, 筆者らの力量不足による誤認が多く含まれると思われるので, 器種認定には問題が残る, 今後改めて確認の上修正する必要がある。

これらの資料は当地域の考古学的情報を飛躍的に増加させるもので, 特に先史時代に関する重要な情報を含んでいる。一例をあげるなら, 立岡遺跡(旧勢和村片野)の国府型ナイフ形石器(図2左)は, 三重県内で典型品の存在を確認した初例であるし, 今のところ若干の類品を除いてこれ以外に出土例はない。そしてこのナイフ形石器に接合する可能性のある剥片で製作された小型のナイフ形石器が, 同遺跡で採集されていることも注目される。今のところ, 一連の製作工程を裏付ける石核等の石片が確認されていないので, 製品が搬入されたものと評価する(奥, 1999)のが妥当かと考える。国府型ナイフ形石器の三重県内現地製作については, 今後さらに詳細な検討を要する。また, 新たにナイフ形石器出土遺跡9カ所を確認した

ことで, 隣接する宮川流域に比して従来劣勢と考えられてきた櫛田川流域のナイフ形石器文化の展開についても, より具体的かつ積極的な評価が与えられる可能性も見えてきた。

このように, 資料の増加によって個々の遺跡の存続期間や文化内容等の情報が, より明確になったことも大きな成果のひとつだろう。一部はすでに紹介(奥1999; 2001)されているものの, ほとんどが未公表であり, 今後さまざまな機会に公表・公開されていくことになる。遺物そのものの研究はもとより組成研究等, あるいは多気町域を中心とした櫛田川・宮川中流域の遺跡消長や遺跡群研究, 領域研究などにも資するだろう。

したがって, 当該地域における先史時代の人々の暮らし, 広範囲にわたる情報・物流網, あるいは地域間関係などのテーマにもより深く具体的に迫れる可能性を有し, 多くの人に三重の歴史について理解を深めてもらえることにも資する。今後はこれら資料の実測等資料化を進め, 展示活用や研究に供したいと考えている。

今回の作業にあたっては, 三重県総合博物館開館への過渡期にあたり, 組織的な活動が十分できなかったこともあり, 基礎的な整理作業に長期間を要した。加えて筆者らの力量不足による器種の誤認等, 種々の問題点が多々あることは承知しているが, まがりなりにも個別の遺物目録としての基礎整理作業はできたと考えており, 検索の利便性も備わった。研究をはじめ, 活発な利・活用を期待したい。

表 4. 遺物採集ラベルに記載された略号・採集地名と該当する現遺跡名との対照表。

市町村及び地区	ラベル記載の略号	ラベル記載の遺跡名	該当する現遺跡	検討結果
勢和村 波多瀬	HD	浜井場	浜井場	「HD」は「 <u>は</u> だせ（波多瀬）」の略符号と判断できる(A130-1-1~18に併記あり)
	IG	井尻	井尻	「IG」は「 <u>い</u> <u>じり</u> （井尻）」の略符号と判断できる
		川辺	川辺	
		波多瀬JA（農協）	川辺	JA波多瀬支店は川辺遺跡に隣接
	UD	上ノ平	上ノ平	「UD」は「 <u>う</u> えの <u>だいら</u> （上ノ平）」の略符号と判断できる
		上ノ平A	「上ノ平」か	「A」は高山氏独自の地点名か
上ノ平B		「上ノ平」か	「B」は高山氏独自の地点名か	
勢和村 片野	TOM	南新木	南新木	「TOM」は「 <u>た</u> ち <u>お</u> か <u>み</u> な <u>み</u> しんき（立岡南新木）」の略符号と判断できる
	TO・M		南新木	「TO」は「 <u>た</u> ち <u>お</u> か（立岡）」「M」は「 <u>み</u> な <u>み</u> しんき」の略符号と判断できる
	TOM・A	南新木A	南新木	
	TOM・II	神ノ橋（南新木削土混入）		遺跡内の土砂の運搬移動によるもので、南新木遺跡の遺物と判断できる
	MS	南新木	南新木	「MS」は「 <u>み</u> な <u>み</u> しんき（南新木）」の略符号と判断できる
		北新木	北新木	
	TO・N			「TO」は「 <u>た</u> ち <u>お</u> か（立岡）」の略符号と判断できる。「N」は不明だが、「北新木」か？
	TO・NC			「TO」は「 <u>た</u> ち <u>お</u> か（立岡）」の略符号と判断できるが、「NC」は不明
		立岡	立岡	
	UE	上広		木箱に注記されたもので、遺物にそえたラベルには「上広」。「UE」は「 <u>う</u> え <u>び</u> ろ」の略符号と判断できるが、厳密には遺跡を特定できない
	UB	上広台地		「UB」は「 <u>う</u> え <u>び</u> ろ」の略符号と判断できるが、厳密には遺跡を特定できない
		上広A	上広A	
		上広B	上広B	
	UB-D	上広 立岡 UB（上）		
	TGA	山ノ垣内	山ノ垣内	
	TGB	ケンソウ	ケンソウ	
	TGC			
	TGD	中広		「TG」は「 <u>た</u> <u>ご</u> （田郷）」の略符号と判断でき、田郷地区内の複数の遺跡を区分するため、Aから順にB・C・・・と付していったと考えられる。調査の初期には地点を区別せずに行っていたため、細別を行わずに全体を中広遺跡としてひとつの遺跡として把握していたと考えられる
	TGD・A	中広A	中広A	
	TGD・B	中広B	中広B	
	TGD・C	中広C	中広C	
	TGD・D		「中広D」か	
		中広E	中広E	
	コバサマA	コバサマA		
	コバサマB	コバサマB		
SCB	ニコ谷	ニコ谷		
SC	南大谷	南大谷	(A367-1-7)	
SS	南大谷（朝小）	南大谷	（朝小）は朝柄小学校の略称	
	小又			
	小又A	小又A		
	小又B	小又B		
KM			「KM」は「 <u>こ</u> <u>また</u> 」の略符号か	
KMB	「片野 開林」「片野 堀川木材」	小又B	堀川木材は小又B遺跡範囲の北に隣接する製材所。よって「KMB」は「 <u>こ</u> <u>また</u> <u>B</u> 」の略符号と判断できる	
SZ	スザキ	スサキ	「SZ」は「 <u>ス</u> <u>ザ</u> キ」の略符号と判断できる	
SZ・B	スザキ（II）	スサキ	「SZ」は「 <u>ス</u> <u>ザ</u> キ」の略符号と判断できる。B・（II）は遺跡内での独自地点名	
AK	アカリ	アカリ	「AK」は「 <u>ア</u> <u>カリ</u> 」の略符号と判断できる	
UK	浦ノ垣内（AKアカリ）	アカリ	「UK」は「 <u>う</u> らの <u>かい</u> と」の略符号と判断できる 字浦ノ垣内は字アカリに隣接する小字で、アカリ遺跡に包摂される	
MOG	森垣内	アカリ	「MOG」は「 <u>も</u> りが <u>い</u> と」の略符号と判断できる 字森垣内は字アカリに隣接する小字で、アカリ遺跡に包摂される	
ET	縁通庵	縁通庵	「ET」は「 <u>えん</u> <u>つう</u> <u>あん</u> 」の略符号と判断できる	
SD	ソウダ	ソウダ	「SD」は「 <u>ソ</u> <u>ウ</u> ダ」の略符号と判断できる	
	殿垣内	殿垣内		
	（片野POPS南側）		POPSは片野地内（立雲寺東方あるいは広大寺付近）にあったカラオケ店名	

勢和村 朝柄	MO	ミノノ沖	ミノノ沖	「MO」は「 <u>ミノノ</u> おき」の略符号と判断できる
	KAA	西垣内	西垣内	「KA」は遺跡のある大字朝柄の「上出」集落の「かみで」からKAとしたか。その中で3地点にA・B・Cをあてたものと考えられ、最もまとまっている西垣内をAとしたか
	KAB	西垣内B	ウシロ谷	
	KAB	ウシロ谷	ウシロ谷	*中世土器片本体に「KAB」の注記あり→西垣内Bと同じ略号 (A383)
	KAC	西垣内C	黒岩	
		黒岩	黒岩	*小丸石本体に「KAC」の注記あり→西垣内Cと同じ略号 (A382)
		エブリ	エブリ	
		ヒジリ・エブリ	ヒジリ・エブリ	ヒジリ・エブリの両遺跡は隣接している
勢和村 古江		八右衛門谷	八右衛門谷	
	IN		八右衛門谷	B50-4-1・2の注記は「㊤ IN」とあり、他の事例から㊤は勢和村遺跡地図の遺跡番号を示すことから遺跡名を判定
勢和村 土屋		高屋	高屋	
		馬立	馬立	
		棚野	棚野	
勢和村 色太	TM	灌ノ向	灌ノ向	「TM」は「 <u>た</u> きの <u>み</u> かい」の略符号と判断できる
	OM	大間広	大間広	「OM」は「 <u>お</u> お <u>ま</u> びろ」の略符号と判断できる
	KC	中ノ広	中ノ広 (A)	「KC」の略符号の意味は不明 「KCA」は「KC」で中ノ広を示し、「中ノ広A遺跡」(ここでは地点名でなく遺跡名)
		中ノ広B	中ノ広B	A遺跡の例からすると、「中ノ広B遺跡」の略符号は「KCB」と考えられる
		笠松	笠松	
		曾原	曾原	従来、当遺跡の立地する地域は「三ヶ野=みつがの」と俗称されていた
	III G	三ヶ野	曾原	「III G」は「III」を「さん= <u>み</u> つ」と読んで「 <u>みつ</u> <u>が</u> の」とし、略符号を付したか
		新三ヶ野		
		物見坂	物見坂	
		石神西低地	物見坂	
		石神D	石神D	
		茶屋ノ広	茶屋ノ広	
		瓦山	瓦山	
	HG	三社神社 (色太地内)		
		上ヶ谷		
	勢和村 上出江	上出江MG	宮切	宮切
KIB		上出江	「ミトウ切」か	「 <u>かみ</u> い <u>ざ</u> え <u>B</u> 」ということか?とすると、スザキ遺跡の用例から下欄の「上出江(2)」の(2)と対応し、「上出江B」遺跡はミトウ切遺跡と推定できる
MTA		ミトウ切A	ミトウ切	上出江(2)とも表記。「MTA」は「 <u>ミ</u> <u>上</u> ウきり <u>A</u> 」の略符号と判断できる。Aは高山氏独自の地点名
MTB		ミトウ切B	ミトウ切	上出江(3)とも表記。「MTB」は「 <u>ミ</u> <u>上</u> ウきり <u>B</u> 」の略符号と判断できる
		滝ぞ	滝ぞ	
勢和村 下出江		(97)舟戸	舟戸	(97)は『勢和村遺跡地図』によると大字下出江の舟戸遺跡と判断できる
	FD		舟戸	「FD」は「 <u>ふ</u> など」の略符号か?とすれば大字下出江の舟戸遺跡と推定される。ただし、『勢和村遺跡地図』㊤舟戸遺跡(大字片野)の可能性もあり、断定はできない
	NG	中切	中切	「NG」は「 <u>な</u> か <u>ざり</u> 」の略符号と判断できる
	SB	新神馬場	新神馬場	「SB」は「 <u>しん</u> が <u>み</u> ば <u>ん</u> ば」の略符号と判断できる
		下出江A	大津	*A343ではラベルの裏に「下出江A」とも注記。ただし、同じところに「下出江野口建築」のラベルあり B57-3のラベル注記は「下出江A・大津 1996.8.19」とある
		大津A	大津	
		大津	大津	
NS	野瀬	野瀬	「NS」は「 <u>の</u> <u>せ</u> 」の略符号と判断できる	
勢和村 丹生	NI	池ノ谷	池ノ谷	「NI」は「 <u>に</u> ゅう <u>い</u> けの <u>た</u> に」の略符号と判断できる
	NI A	池ノ谷A	池ノ谷	「NI」は「 <u>に</u> ゅう <u>い</u> けの <u>た</u> に」の略符号と判断できる。「A」は高山氏独自の地点名
		池ノ谷 (岩尾)	池ノ谷	
	NI III	池ノ谷III	池ノ谷	「NI」は「 <u>に</u> ゅう <u>い</u> けの <u>た</u> に」の略符号と判断できる。「III」は高山氏独自の地点名か
	NuIII		池ノ谷	「Nu」は「 <u>に</u> ゅう」の略符号と考えられる。同じ箱に「池ノ谷」があるので、「池ノ谷III」ということか

	NUM	桧広A	桧広A	「N」は「 <u>に</u> ゅう」を、「UM」は遺跡近辺に所在した「 <u>ユ一エム産業</u> 」の工場（現在は川原製茶工場）のUMを意味すると考えられる
	UM A	桧広A	桧広A	
	UMB	桧広B	桧広B	
	WM	若宮	若宮A	「WM」は「 <u>わかみや</u> 」の略符号と考えられ、同B・C遺跡の確認前に調査した古い時期の略号と考えられる。したがって若宮A遺跡と判断できる
	WMA	若宮A	若宮A	「WMA」は「 <u>わかみやA</u> 」の略符号と判断できる
		若宮C	若宮C	
	KT	丹生 近田部一前	不明	
		野々尻		野々尻A遺跡か同B遺跡かは判断できない
		野々尻B	野々尻B	
		野々尻保育所東	野々尻B	保育所は野々尻B遺跡内に設置された施設
	YG	野々尻（丹生小）	野々尻	「YG」は「 <u>やなぎうら</u> 」の略符号と考えられるが、丹生小学校の所在地は字野々尻。ただし『勢和村遺跡地図』における周知の遺跡の範囲外
		柳浦		柳浦A遺跡か同B遺跡かは判断できない
		柳浦B	柳浦B	
	YG II	柳浦II	「柳浦B」か	柳浦A遺跡の「A」を「I」とすると、「II」は「B」の可能性。スザキ遺跡に用例あり
	NB	野端	野端	「NB」は「 <u>のばた</u> 」の略符号と判断できる
		下村A	下村A	
勢和村内 不明	DI			
	OS			飯南町の奥新田遺跡（ <u>おくしん</u> でん）の可能性あり
	MD			
	CAA			
	CAB			
	NN・A			「丹生野端（ <u>にゅう のばた</u> ）・A」の可能性あり
	NN・B			「丹生野端（ <u>にゅう のばた</u> ）・B」の可能性あり
	NNB			「丹生野端（ <u>にゅう のばた</u> ）」の可能性あり
多気町		新徳寺	新徳寺	
		高皿	高皿	
	YY	牟山	牟山	略号の意味不明
		成川A	「ナゴ」か	
		矢田・南	「ムカイノ」	
		平林	平林	
		日向・東	「東相鹿瀬」か	
		野中・西		
大台町	MN	宮野西出	宮野西出	「MN」は「 <u>みやのにしで</u> 」の略符号と判断できる
		一願地藏		
		茶屋A		（茶屋A）は「一願地藏・東」とも併記（A-56-3-1~7）
		茶屋B		（茶屋B）は「一願地藏・北」とも併記（A-56-5-1~4）
		（とうへん木）		大台町茶屋の一願地藏南西国道42号沿いにあった喫茶店名（B25-3）
	TKA	黒ヶ谷北	黒ヶ谷北	「TKA」は「 <u>とちはらくろがたにA</u> 」の略符号と判断できる
		黒ヶ谷	黒ヶ谷	
	(OT)	天理教裏	黒ヶ谷北	遺物収納箱の注記「OT」は大台町栃原「 <u>おおだいちょうとちはら</u> 」の略か
	DB	出張	出張	「DB」は「 <u>でばり</u> 」の略符号と判断できる
		下新田	中野	
		中新田	中谷	
		とちはら（2）		遺跡名不明
松阪市	OK	小片野		「OK」は「 <u>おかたの</u> 」の略符号と判断できる
	MK	大原堀	大原堀	略号の意味不明
	OJ	王子広	王子広	「OJ」は「 <u>おうじびろ</u> 」の略符号と判断できる
		上寺	上寺	
	M. SG	杉垣内	杉垣内	「M. SG」は「 <u>まつさか、すがいと</u> 」の略符号と判断できる
玉城町	TKR	カリコ	カリコ	「TKR」は「 <u>たまき かりこ</u> 」の略符号と判断できる
美里村	M. ND	西出	西出	「M. ND」は「 <u>みさと（美里村）. にしで</u> 」の略符号と判断できる
		足坂		
		足坂A	白樫	

		足坂B	白樫	
度会町	WUK	上ノ垣外	上ノ垣外	「WUK」は「わたらい（度会町）うえのかいと」の略符号と判断できる
飯南町	I O O	百合	百合	「I O O」の「I」は「いなん（飯南町）」の略符号と判断できるが、「O O」の意味は不明
		粥見井尻	粥見井尻	
	K Y G	粥見柳上	奥新田	「K Y G」は「かゆみやなぎうえ」の略符号と判断できる
		奥新田	奥新田	
嬉野町	U. T P	天白	天白	「U. T P」は「うれしの. てんぱく」の略符号と判断できる
大宮町		(丸太ん棒)		大宮町の滝原宮北方約1.1kmの国道42号沿いにある喫茶店名
不明	T t			
	M Y			
	S J			
	U H			
	Y N			
	H T			
	S H			
	H G			
	S M			
	A I			

## おわりに

工事で破壊されていく遺跡を目の当たりにして高山氏は心を痛み、発掘調査や保存を訴えたことが手記などに見える。工事現場の土から遺物を拾い集めることしかできなかった氏は、ふるさとの歴史を物語る物語として、自分自身の手で収集し、後世に伝え送ることを決意し、分布調査にあらん限りの情熱を注いだ。

一方、その思いを体現すべく、自らの力で展示施設まで設けて採集遺物を公開した。さらに自前の展示会や講演会、出前の体験授業などもおこない、子どもたちや地域の人々にも思いを伝えようと努力した。

高山氏の収集遺物は、このように関係各位の尽力によって、散逸の危機を回避することができた。無念にも早世し、志半ばであったろう氏の思いは博物館に引き継がれた。氏の収集遺物は後世まで地域の歴史の一端を語り続け、また貴重な研究資料として、私たちの学びを支えていってくれることだろう。

## 謝辞

高山氏収集資料の寄贈に関してはご遺族より格別のご高配を賜りました。また、仲介いただいた高山松彦氏、三重県立博物館サポートスタッフ（当時）木下辻松氏をはじめ、遺物の搬出および仮保管場所確保に関しては多気町役場（当時）谷村朗氏、同町教育委員会（当時）遠武彦氏に、遺物の洗浄および仮保管に関しては三重県埋蔵文化財センター、特に未洗浄遺物の水洗には、同センター中勢道路整理所の皆さまに多大なるご支援をいただいたほか、当該地域の考古学事情に精通

する奥義次氏にも全面的にご指導いただきました。基礎整理作業でご協力いただいた三重県埋蔵文化財センター勝山孝文氏、小橋稔氏をはじめ、関係各方面の多くの方々より種々のご指導・ご援助をいただきました。末筆ながら関係各位に深く感謝申し上げます。

高山氏の急逝から10年、十周年にあたる2020年1月から「石器は語る—南伊勢地域の旧石器・縄文時代—」と題した特集展示を三重県総合博物館で開催しました。改めて生前の高山氏の情熱と努力に対し敬意を表します。

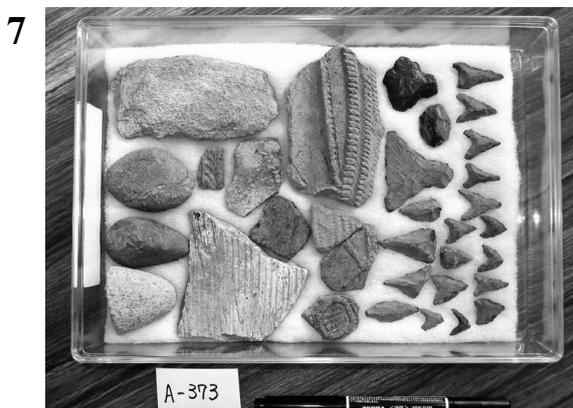
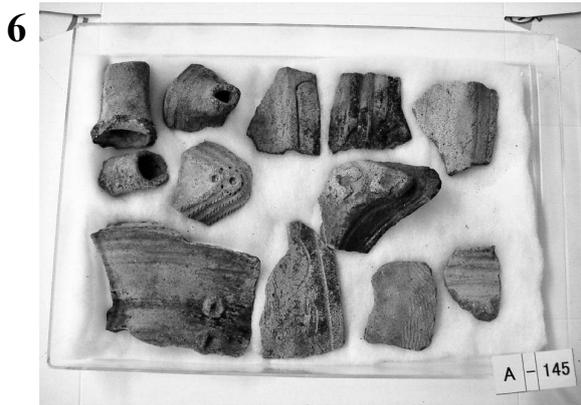
また2018年12月、本資料の受贈に関わる実務を一手に引き受け、当プロジェクトの一員として共同研究にも携わってきた杉谷政樹氏（元三重県立博物館・元三重県総合博物館）が、この報告や展示を待たずに他界されたことも大変残念です。小稿を高山、杉谷両氏に捧げます。

## 引用文献

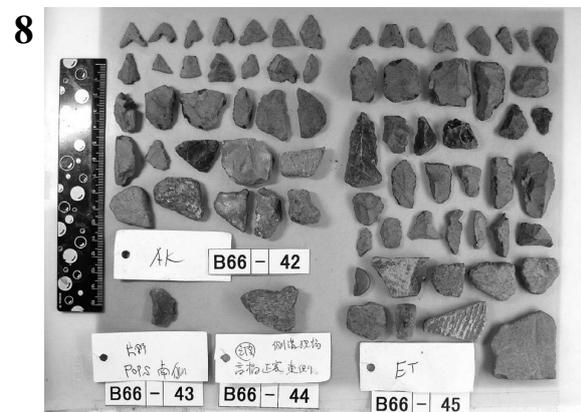
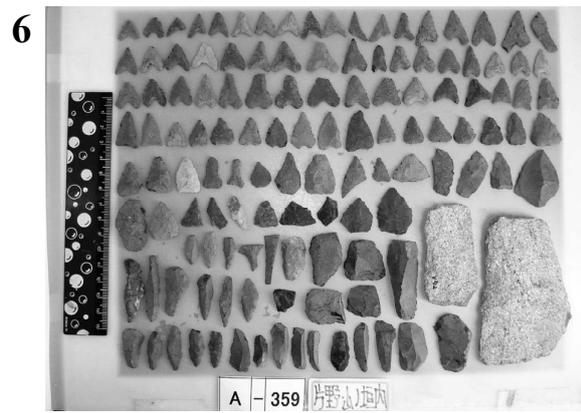
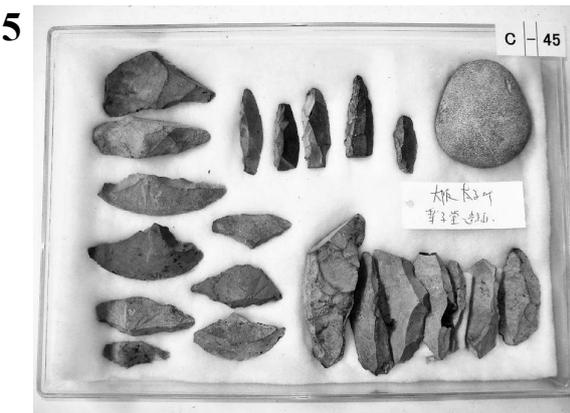
- 藤田富士夫. 2018. 玦飾型垂飾品について. 玉文化研究, 3: 1-6.
- 早川正一・奥 義次. 1965. 三重県石神遺跡出土の石器群. 考古学雑誌, 50(3):1-11.
- 岩田直衛・村田真宏・松島新ほか. 1972. 新神馬場遺跡発掘調査報告書. 52pp. 三重県立津高等学校地歴部, 津
- 皇學館大学考古学研究会 (編). 1975. 大台町の遺跡. 50pp. 大台町教育委員会, 大台
- 皇學館大学考古学研究会 (編). 1982. 玉城町南部の

- 遺跡. 68pp. 皇學館大学考古学研究会, 伊勢
- 皇學館大学考古学研究会 (編). 1985. 小俣町の遺跡. 74pp. 皇學館大学考古学研究会, 伊勢
- 皇學館大学考古学研究会 (編). 1989. 嬉野町の遺跡. 142pp. 皇學館大学考古学研究会, 伊勢
- 増子康真. 1978. 三重県馬場遺跡. 東海先史文化の諸段階 (資料編Ⅱ). pp. 162-181. 私家版, 名古屋
- 松阪市教育委員会. 1981. 上寺遺跡発掘調査報告書. 93pp. 松阪市教育委員会, 松阪
- 松阪市教育委員会. 1990. 王子広遺跡発掘調査報告書. 32pp. 松阪市教育委員会, 松阪
- 松阪市史編さん委員会 (編). 1978. 松阪市史 第二巻 資料編考古. 617pp. 松阪市, 松阪
- 三重県教育委員会. 1987. 近畿自動車道 (久居～勢和間) 埋蔵文化財発掘調査概報Ⅲ. 64pp. 三重県教育委員会. 津
- 三重県教育委員会. 1989. 昭和 61 年度農業基盤整備事業地域埋蔵文化財発掘調査報告 I 一本文編一. 284pp. 三重県教育委員会, 津
- 三重県教育委員会. 1989. 昭和 63 年度農業基盤整備事業地域埋蔵文化財発掘調査報告第一分冊. 85pp. 三重県教育委員会, 津
- 三重県埋蔵文化財センター. 1990. 西出遺跡・井之広遺跡. 59pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1995. 天白遺跡. 283pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1996a. 井尻遺跡発掘調査報告. 28pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1996b. 高皿遺跡発掘調査概報. 18pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1996c. 上ノ垣外遺跡. 165pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1997a. 新徳寺遺跡. 231pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1997b. 粥見井尻遺跡発掘調査報告. 38pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1998. コドノ A 遺跡・コドノ B 遺跡 (第 1 次) 発掘調査報告. 44pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1999a. 縁通庵遺跡・アカリ遺跡発掘調査報告. 48pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 1999b. 奥ホリ遺跡発掘調査報告. 26pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 2000a. コドノ B 遺跡 (第 2 次・第 3 次) 発掘調査報告. 96pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 2000b. 古轡通り B 遺跡・古轡通り古墳群発掘調査報告. 58pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 三重県埋蔵文化財センター. 2008. 平林東遺跡発掘調査報告. 20pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 御村精治. 1991. 上ノ垣外遺跡発掘調査概報. 62pp. 度会町遺跡調査会, 度会
- 三ツ木貞夫・森田尚宏・奥義次ほか. 1979. 出張遺跡調査報告書. 203pp. 出張遺跡調査会, 大台
- 森田幸伸. 1992. 大仏山丘陵とその周辺のナイフ形石器について. 三重県埋蔵文化財センター研究紀要, 1:65-79.
- 森田幸伸. 2004. 旧石器・縄文時代. 明和町史 史料編第 1 巻 自然・考古. pp.269-340. 明和
- 中川 明. 2005. 粥見井尻遺跡出土の石器. 三重県埋蔵文化財センター研究紀要, 14:1-4. 三重県埋蔵文化財センター.
- 新田 剛. 2001. 度会郡玉城町カリコ遺跡の細石刃核関係資料. きゅうさん. pp. 25-26. 伊藤久嗣氏退職記念会, 津
- 大場範久. 1968. 三重県出土の有舌尖頭器. 古代文化. 20(8・9):187-192.
- 岡田 登. 1981. 度会郡小俣町ママ田遺跡の先土器時代遺物. 史料 43:2-4. 皇學館大学史料編纂所
- 岡田 登. 2005. 石川 A 遺跡. 三重県史 資料編考古 1. pp. 115. 三重県, 津
- 奥 義次. 1976. 三重県の遺跡. 日本の旧石器文化 3. pp. 56-76. 雄山閣出版, 東京
- 奥 義次. 1984. 第二編 沿革 第一章 原始. 飯南町史. pp. 38-91. 飯南町, 飯南
- 奥 義次. 1986. 第 2 編 通史 第一章 原始. 飯高町郷土誌. pp. 49-104. 飯高町, 飯高
- 奥 義次. 1987. 第一編 原始社会. 大宮町史 歴史編. pp. 55-147. 大宮町, 大宮
- 奥 義次. 1992. 第二編 原始. 多気町史. pp. 73-116. 多気町, 多気

- 奥 義次. 1995a. 池ノ谷遺跡範囲確認調査報告. 三重県勢和村遺跡地図. pp. 72-78. 勢和村教育委員会, 勢和
- 奥 義次. 1995b. 第一章 考古 第一節 旧石器・縄文時代. 三重県玉城町史 上巻. pp. 195-271. 玉城町, 玉城
- 奥 義次. 1999. 勢和のあけぼの. 勢和村史 通史編. pp. 62-107. 勢和村, 勢和
- 奥 義次. 2001. 第2編 勢和村の考古遺跡—先史遺跡を中心として—. 勢和村史 資料編二. pp.181-324. 勢和村, 勢和
- 杉本いすゞ・藪谷尚子. 1976. 長者野遺跡. 歩跡3:27-30. 皇學館大学考古学研究会
- 勢和村教育委員会. 2001. 片野殿垣内遺跡発掘調査報告. 62pp. 勢和村教育委員会, 勢和
- 谷本鋭次. 1973. 上広遺跡試掘調査報告. 10pp. 上広遺跡調査会, 勢和
- 玉城町教育委員会. 1985. 上地山遺跡発掘調査報告書. 101pp. 玉城町教育委員会, 玉城
- 玉城町教育委員会. 2007. カリコ遺跡発掘調査報告. 28pp. 玉城町教育委員会, 玉城
- 田坂 仁. 2009. 横尾墳墓群（中・近世墓）発掘調査報告. 233pp. 三重県埋蔵文化財センター, 明和
- 度会町教育委員会. 2010. 森添遺跡. 254pp. 度会町教育委員会, 度会
- 山田 猛. 1999. 各部身体表現から見た土偶の性格. 三重県埋蔵文化財センター研究紀要, 8:21-26.
- 吉田義隆. 1972. 度会郡玉城町カリコ遺跡発見の石器について. 歩跡2:4-7. 皇學館大学考古学研究会



図版 1. 1: 仮保管場所への搬入状況（四周壁際にも積み上がる）. 2: 展示ケースの遺物抜き取り状況.  
3: 持ち出されていて回収した遺物の一部（A-426）. 4: カラーボックスへの収納状況（自作木箱に遺跡略号）.  
5: A遺物収納例（展示ケース内に標本小箱, A-421）. 6: A遺物収納例（展示ケース内, A-145）.  
7: A遺物収納例（展示ケース内, A-373）. 8: A遺物収納例（レターケース, A-100）.



図版 2. 1: A 遺物収納例 (自作木箱, A-196). 2: B 遺物収納例 (段ボール箱に未洗浄遺物, B-51).  
 3: C 遺物収納例 (段ボール箱に未洗浄遺物, C-116). 4: C 遺物収納例 (プラコンテナに未洗浄遺物, C-67).  
 5: C 遺物収納例 (展示ケース内, C-45). 6: A 遺物詳細整理メモ写真 (山ノ垣内遺跡, A359).  
 7: A 遺物詳細整理メモ写真 (山ノ垣内遺跡, A-424). 8: B 遺物詳細整理メモ写真 (B-42 ~ 45).



れも寛政三年九月となっており、「梱外不出」の記述と合致する。

(64) 寛政八年にも藩主の代替わりに百姓への教諭を行っている「藩主代替わりの百姓への教訓」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

(65) 茂福家文書(『四日市市史』第九卷史料編近世II、一九九三年)。

(66) 辻家文書「天和二年宗門一札」(『孤野町史』上巻、一九八七年)。

(67) 近世中期以降は藩領二三四村を郡を単位として、北・南で分けて合計で六郡となるようにして支配を行った。天明四年の史料によると、桑名郡北筋は四二村、同郡南筋は三七村、員弁郡北筋は五三村、同郡南筋は三一村、朝明郡筋は三八村、三重郡筋は三六村となっている(辻家文書「天明四年在中庄屋并大庄屋格其外御用懸覚帳」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。ただし、この郡筋の村は時期により多少変更があったようである。

(68) 天春家文書「村役人の年中行事等心得書」(『四日市市史』第九巻史料編近世II、一九九三年)。この史料については、表題や史料解説には「村役人」とあるが、その内容を検討してみると、庄屋等の村役人の年中行事に関するものではなく、代官の職務に関するものであると考えられる。ただ、これが何の目的で、いつ作成されたのか等の詳細は不明である。

(69) 拙稿「近世中・後期の桑名藩年貢政策―奥平松平氏を中心に―」(『地方史研究』第三一二号、二〇〇四年)。

(70) 辻家文書「享和二年西之御年貢米納払方御算用帳」「寛政七年卯御年貢米納払方中勘目録」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

(71) 大塚家文書「年貢算用帳」。朝明郡の場合は、このように年貢算用帳の発給は代官であったが、員弁郡北筋の場合、寛保二〜安永六年は、村方からの差し出しに対し奥書を行う形態であった。しかし、その後、在地代官が発給する形となり、寛政二年以降は譜代代官との連署の

年貢算用帳となった。ここに年貢算用帳の発給権限は在地代官の裁量であったことが確認できる。

(72) 天春家文書「宝暦六年東富田村騒動につき庄屋覚」(『宝暦六年東富田村出入につき諸事覚書帳』(『四日市市史』第九巻史料編近世II、一九九三年)。

(73) 豊田家文書「八王子・室山・西日野・東日野四カ村砂入絵図控」(『四日市市史』第六巻史料編絵図、一九九二年)の絵図裏書。

(74) 天春家文書「安永六年御代官衆へ相渡し候書付之覚帳写」(『四日市市史』第九巻史料編近世II、一九九三年)。なお、史料解説にはこの文書が天春家が桑名藩大庄屋として支配下の村々の書類を一括して代官所へ提出したときに作成されたものがあるが、実際には、この年の二月に代官を辞職していることから、この文書は代官として支配してきた村々の関係書類を譜代代官へ渡したものであるといえる。

(75) 同右「村役人の年中行事等心得書」(『四日市市史』第九巻史料編近世II、一九九三年)。

(76) 深谷克己氏は、その著書(『江戸時代の身分願望』吉川弘文館、二〇〇七年)の中で、近世社会は、より上位への「身上り」願望が立ち消えることがなかったということ指摘しており、笠原正夫氏は、紀州藩地士(郷士)の「仕官意識」(武家への登用願望)を指摘している(『湯橋吉良太夫里通の訴状一件』(『紀州藩の政治と社会』清文堂出版、二〇〇二年)。

〔付記〕

この論考作成にあたり、桑名市立中央図書館、桑名市博物館、三重県史編さん班、豊田宏次様をはじめとした資料所蔵者の皆さまに、資料の閲覧など多大なる便宜を図っていただいた。ここに記して感謝を表したい。

行事のほか、居村であった高柳村を始め藩領内での事件や役人の任免に関する記事を多数書き記している。その成立は記述年次や内容から幕末期と推測される。

(46) 天春家文書「元治元年天春家先代よりの由緒書上控」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(47) 同右「元治元年天春家先代よりの由緒書上控」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(48) 同右「延享三年鍋坂新田開発証文および隣村への廻状」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。また、この新田開発願書は「四郎五郎名義ナレトモ天春文右衛門昌重ノ真筆」とあり、実際には文右衛門が認めたにもかかわらず、悴四郎五郎の名義としたのは、「御代官勤役中ニ付、悴四郎五郎名面ニ御座候」と、文右衛門が代官就任中であり、区別するためであった。

(49) 同右「元治元年天春家先代よりの由緒書上控」(『四日市市史』第九卷史料編近世Ⅱ、一九九三年)。

(50) 三重県総合博物館寄託上條家文書「寛保二年御家中宗門御改旦那帳写」。

(51) 富田家文書「天保五年由緒書」。

(52) 豊田家文書「八王子・室山・西日野・東日野四カ村砂入絵図控」(『四日市市史』第六卷史料編絵図、一九九二年)の絵図裏書。

(53) 辻家文書「享和三年勤書覚」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)。

(54) 瀬木家文書「覚書」。

(55) 『桑名藩家老加藤太郎右衛門包教の手記「梱外不出」』大泉古文書の会編(二〇〇四年)。適宜、原本にて照合を行った。

(56) 郷目付は、豊田三郎右衛門のようにもともとは百姓身分で在地か

ら取り立られた役人である。

(57) 行田市郷土博物館寄託奥平家文書二九五「(分限帳)」。

(58) 大泉古文書の会編『桑名藩家老加藤太郎右衛門包教の手記「梱外不出」』(二〇〇四年)。適宜、原本にて照合を行った。

(59) 瀬木長太夫は寛政四年十一月に取り立てられて桑名郡北筋支配を任されて以降、寛政五年六月より朝明郡、同十二年九月より員弁郡南筋、文化三年六月より員弁郡北筋、享和元年九月より桑名郡南筋、文化四年七月より員弁郡北筋、同十年十二月より桑名郡北筋、同十一年九月より員弁郡南筋と、支配筋が変更されている。

(60) 文政六年以降は、郡代、代官、郷手代の階層があり、複雑な支配体系となっている。転封直後は勘定所から達が四郡代官へ、代官から村々へというルートで達せられている。しかし、時間を追って、通達は郡代から郷手代(三組)へ、郷手代から村々へのルートで伝達されるようになる。ただし、この代官は郡代支配管轄の家から取り立てられた代官で、在地代官ではなかった。また、郷手代も在地から取り立てたものではなかった。松平越中守家が転封を繰り返している途上で在地代官の取立が中止されたのである。ただ、幕末期になって在地代官ではないが、在中取締掛というような役職で在地の有力者の取立が行われていることは注目される。

(61) 「忍藩章解説」(『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年)は筆者が担当し、その中で郡代の下に在地で取り立てた役人を配置したとしたが、その詳細については検討中であり、他日に期したい。

(62) 『桑名藩家老加藤太郎右衛門包教の手記「梱外不出」』大泉古文書の会編(二〇〇四年)。適宜、原本にて照合を行った。

(63) 「寛政改革の定書」「寛政改革の村役人への定」「寛政改革の百姓への定」(『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年)の発布は、いず

山田家から多額の金子を借用した際の証文が残されている。

(16) 川瀬家文書「寛保元年の農政法令」、「延享三年殿様代替わりの百姓への触」、『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年。

(17) 拙稿「近世中・後期の桑名藩年貢政策―奥平松平民を中心に―」、『地方史研究』第三一二号、二〇〇四年。

(18) 富田家文書「天保五年由緒書」に、「松平隠岐守様御時代大庄屋役相勤」「承応二巳年方寛文十戌年迄十七年之間大庄屋役相勤」と、富田家は近世前期に大庄屋を務めたとある。

(19) 辻家文書「勤役起録」、『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年。

(20) 片山家文書「由緒書」、『川越町所蔵 片山家文書目録』、二〇一七年。

(21) 桑名市博物館寄託「山田家文書」には、元文五年に米を藩より拝借しており、そこには各郡筋の大庄屋の署判がある。

(22) 大庄屋については、「元文三年正月廿四日大庄屋被仰付御勘定所ニ而斎藤仁右衛門殿御申渡、伊藤市郎兵衛殿へ御礼ニ罷出候、尤一郡兩人宛被仰付候」と、元文三年に二人が大庄屋役を一郡に二人ずつ仰せ付けられたことがわかる。さらに、安永六年二月の大庄屋については、表の松岡専八ほか一名、合計一二名の大庄屋の名前が見え、その人数から判断すると元文三年同様、一郡に二人ずつ配置されたようである。

(23) 片山家文書「由緒書」、『川越町所蔵 片山家文書目録』、二〇一七年。

(24) 辻家文書「天明四年在中庄屋并大庄屋格其外御用懸覚帳」、『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年。

(25) 茂福家文書「文政七年茂福村小兵衛由緒書上写」、『四日市市史』第九卷史料編近世II、一九九三年。

(26) 桑名市博物館所蔵「寛永十九く正保二年分限帳(四)」。

(27) 同右「慶安四年分限帳(七)」。

(28) 同右「貞享二年分限帳(八)」。

(29) 茂福家文書「元禄七年朝明郡村々耕作料借用証文」、『四日市市史』第九卷史料編近世II、一九九三年。

(30) 桑名市博物館所蔵「宝永二年分限帳(一一)」。

(31) 茂福家文書「庄屋奢侈につき出口加平次・三輪六兵衛書状」「宝永五年幕府高掛り金につき渡部作左衛門書状」、『四日市市史』第九卷史料編近世II、一九九三年。また、史料解説には代官茂福彦五郎に対して発給されたものとなっている。

(32) 天春家文書「元治元年天春家先代よりの由緒書上控」、『四日市市史』第九卷史料編近世II、一九九三年。

(33) 辻家文書「勤役起録」、『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年。

(34) 桑名市博物館「寛文十年分限帳(二六)」。

(35) 同右「貞享二年分限帳(八)」。

(36) 辻家文書「勤役起録」、『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年。

(37) 秋山文庫「前期の久松松平家家譜」、『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年。

(38) 桑名市博物館「天和元年分限帳(一一)」。

(39) 同右「貞享二年分限帳(八)」。

(40) 辻家文書「天和二年宗門一札」、『菰野町史』上巻、一九八七年。

(41) 国立国会図書館所蔵デジタルアーカイブ「鶯宿雑記」所収「野村一件聞書写」。野村増右衛門については、拙稿「野村増右衛門像の再考」(三重大学歴史研究会編『ふびと』第七〇号、二〇一九年)参照。

(42) 桑名市博物館所蔵「慶安三く四年分限帳(六)」。

(43) 同右「寛文十年分限帳(二六)」。

(44) 同右「貞享二年分限帳(八)」。

(45) 高柳村庄屋であった瀬木家の家譜で、瀬木家での婚姻などの家内

れた家中役人の欠を補うという目的があった。

また、大名領での在地代官は、藩制の規制、いわゆる郡奉行支配下で職務を遂行した。裁量権が制限され、畿内・近国ほどにはなかったという点が畿内・近国の在地代官とは異なる。そのことは、在地代官が藩制の枠内での取立及び職務遂行が中心で、公用勤など他藩領とのつながりは見られない点からもわかる。とはいっても、在地代官が藩農政の中樞を担う実務的役人であったことは間違いない。

ただ、ここで問題となるのが、譜代代官と在地代官との職務等の差異の問題、中期の大庄屋制の改廃についての問題、大庄屋と在地代官との職務の差異などである。また、社会的な要請がある中で後期にはなぜ在地代官を置かなかったのかなども不明である。これらの点については、後日に期したい。

#### 註

- (1) 『身分的周縁』部落問題研究所、一九九四年。『シリーズ近世の身分的周縁』第一〜六巻、吉川弘文館、二〇〇〇年。
- (2) 熊谷光子「畿内・近国の旗本知行所と在地代官」(『日本史研究』四二八号、一九九八年)、のちに同『畿内・近国の旗本知行と在地代官』(清文堂出版、二〇一三年)。その他、在地代官を扱ったものとして『精華町史』本文編がある。
- (3) 熊谷光子「在地代官」(久留島浩編『支配を支える人々』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (4) 熊谷光子「畿内近国旗本知行所の在地代官と「村」・地域」(『歴史学研究』七五五、二〇〇一年)。同「撰津国川辺郡下坂部「村」と在地代官沢田家」(『地域史研究』第三三巻第二号、二〇〇四年)。
- (5) 在地代官ではないが、彦根藩領で町人身分の取立による「町人代官」

についての論考が渡辺恒一氏により提示されている(同「町人代官」(久留島浩編『支配を支える人々』吉川弘文館、二〇〇〇年)。武士身分以外からの取立の例として参考とした。なお、桑名藩の在地代官については、『藤原町史』などに在地代官の取り立ての記載はあるが、詳細には記述されていない。筆者は『三重県史』通史編近世1に桑名藩在地代官を取り上げたが、紙幅の関係もあり詳細に分析できていない部分もあり、今回の執筆のきっかけとなった。

- (6) 『桑名市史』本編、一九五九年。『三重県史』資料編近世2、二〇〇三年。
- (7) 拙稿「近世前期における桑名藩の農政の一端」(『地方史研究』第二八七号、二〇〇〇年)。
- (8) 桑名市博物館寄託山田家文書「宝永七年十二月御借入金之事」。
- (9) 「桑名藩の貢租」(『四日市市史』通史編第十七巻、一九九九年)。桑名藩領小原一色村・六名村の年貢推移を分析したところ、この時期からの年貢率の上昇が確認される。拙稿「野村増右衛門像の再考」(三重大学歴史研究会編『ふびと』第七〇号、二〇一九年)。
- (10) 拙稿「桑名藩における家臣団構造と形成過程」(『日本歴史』第六四七号、二〇〇二年)。
- (11) 桑名市立中央図書館所蔵秋山文庫「三和録」。
- (12) 天春家文書「正保四年中野村家人馬改帳控」(『四日市市史』第九巻史料編近世II、一九九三年)。
- (13) 拙稿「桑名藩家臣団の構造と確立期の特徴」(三重大学歴史研究会編『ふびと』第五四号、二〇〇二年)。
- (14) 天春家文書「元禄五、六年中野村御家中奉公人・作奉公人御改帳控」(『四日市市史』第九巻史料編近世II、一九九三年)。
- (15) 桑名市博物館寄託山田家文書の中には、桑名藩御用商人であった

付、宗門改帳目録、村々兼帯百姓名前帳、拝借米の覚、員弁郡南筋の安永五年の免定扣、大川通溜池普請人足覚帳などが見られ、前述したような職務の遂行を裏付ける。

以上のように、在地代官の職務は、家中の一員として、年貢割付・納入等年貢徴収に関する職務、宗門改に関する職務、村落からの願書や証文等への奥書、災害実態の把握や争論調停など広域的な行政に関する職務が中心であり、そのために多くの書類を作成した。これらはすべて郡奉行の支配下で遂行されたが、年貢徴収段階での職務は在地代官に年貢皆済帳を発給させるなど、代官の責任において実施されたのである。併せて家中の一員としての年始挨拶などの儀礼的な職務もあった。

### おわりに――藩での位置づけと意義――

最後に桑名藩での在地代官の藩での位置づけと存在意義に言及し、若干の課題を提示してまとめたい。

桑名藩での在地代官は、前期・中期とも・家屋敷・少ない扶持米を給され、代官取立とともに庄屋・大庄屋など百姓身分を離脱することで武士身分となり、家中の末端に位置づけられた。代官職は相統し世襲化の傾向も見られた。

桑名藩においての在地代官の取立は、前期は有力土豪層の懐柔、藩財政の軽減による家中役人の解任に伴うものであった。元禄期頃以降、特に近世中期にかけては、在地社会の変容に即座に対応でき、農政に精通した在地代官の存在が必要不可欠であった。藩は、身分的に在地と切り離された状況下、在地代官に農政の実務的・専門的な職務を家中の一員として遂行させ、農政運営の適正化及び財政削減を図ったのである。一方、近世後期には財政悪化や風紀の乱れなど藩政の弛緩に伴う不正が発生し、そこに在地代官が関与するような事態が発生した。藩では綱紀肅

正を行い、藩政改革を進める中で在地代官の罷免を行ったのである。

また、在地代官に登用された者から見た場合、在地代官は明らかに家中の立場から職務を遂行したことがうかがわれ、このことが身分上昇に対する意識の高揚をもたらしたと考えられる。村の宗門改については「村々宗門御改之儀、仲ま申合候而町奉行衆へ相對之上、日限郡奉行衆江可申達候事」と、仲まと申し合わせ町奉行衆へ相談の上、日限を郡奉行へ申し達すべき事と代官からの申し達しの形態を取っているのに対し、自身の宗門改は「御家中自分ハ一年置」と、家中にある自身は一年置きであるとしており、ここから自身が家中の一員であることの意識を読み取れるのである。ただし、この身分上昇は身分制社会を解体させることなく格式や序列を維持したまま行われたところに大きな特色がある。

こうした武士身分への上昇が客観的に在地を支配・指導できる立場を作り出し、それが本人・藩双方にとって職務遂行に有効に機能したのである。

大名領においては、熊谷氏の指摘にあるように畿内・近国での在地代官の職務などと共通するものが多い。大庄屋は一部扶持米が支給されるものの百姓身分として農村支配にあたり、在地代官は家中の一員として扶持米を給され、村の宗門改帳からの離脱、職務も下級藩士としての年貢割付・徴収など明らかに大庄屋とは立場が異なっていた。

一方で、大名領であるがゆえの相違点も見られる。畿内・近国とは異なり、在地代官が近世前期から取り立てられていることである。桑名藩の場合、前期の在地代官の取立は、有力土豪層、庄屋層であり、入封後の家中が在地に不案内の状況下にあつて、この階層は在地に精通した者、村落運営指導者層で、藩政整備、藩政運営にとって必要不可欠な存在であった。これらの階層を懐柔し、のちには藩財政軽減に伴い解任さ

表4. 代官衆へ引き継ぎ帳簿類

番号	帳簿類名
1	助人足去年より当二月迄村々割控
2	梅戸三ヶ村井水年々寄人足割書付
3	申年御膳米村々割
4	去年より当二月迄藁村々割付帳
5	去年苧柴割符帳
6	去年残り高帳
7	当二月中納り候繩之割符帳
8	出人定法帳
9	株番割符帳
10	助馬金村々割符帳
11	申年免定控帳
※番号1～11⇒2月16日に遣ス	
12	中勘定納目録并小役金銀目録共
13	小役金銀割符帳
14	御蔵通イ四蔵分大豆・麦・稗・通ひ共
15	御膳米粃御蔵納り受取手形
16	末年納米御蔵受取手形
17	酉ノ二月分先納金村々割符書付
18	高柳村御普請目録見書付
19	南大社村御百姓共訴状
20	市場村御百姓共訴状
21	馬場村御用地預り地割符帳
22	石樽北村御用地預り地割符帳
23	高柳村・大井田村御百姓極難渋のもの二・三人へ夫喰被下置書付
24	村々兼帯庄屋名前書付
※番号12～24⇒2月17日役所にて熊井勘兵衛殿へ相渡ス	
25	申ノ暮酉年分村々先納金割符帳
26	酉ノ年正月分先納金村々割符書付
27	末年御才覚金名前帳并申ノ利金相渡候書付村々名前受取帳
28	手錠壱羽かき共
29	大川通御普請人足御扶持方去年受取候分并去申ノ暮残り候分帳面
30	宗門御改寺院方印鑑呼出シ帳
31	宗門御改帳目録
32	宗門改之節村々庄屋役人名前帳
33	村々定納帳引高帳
※番号25～33⇒2月27日御代官役所にて御代官衆へ相渡ス	
34	(寛保元～3年の定納帳・引高帳)
35	(寛延元～3年の定納帳・引高帳)
36	(延享元～4年の定納帳・引高帳)
37	(宝暦元～13年の定納帳・引高帳)
38	(明和元～8年の定納帳・引高帳)
39	(安永元～5年の定納帳・引高帳)
※番号34～39⇒36年分の帳簿を渡し済	

『四日市市史』第九卷所収天春家文書「安永六年御代官衆へ相渡し候書付之覚帳写」。  
1～33は資料通り、34～39は資料に即して標題をつけた。

その一つめは、家中の一員としての儀礼的な行事への参加である。正月元日から四日までは家中への年始挨拶まわり、大庄屋・庄屋・寺社等の年始挨拶への対応が行われている。二つめは、扶持取り扱いに関する職務であり、一月には自分や定附分共の扶持方認め、二月には定附中間給金請取手形差し出し、勘定の際の裏山定附中間扶持方預手形取りに関することが見られる。三つめは、宗門改に関することで六月には支配村々の宗旨改、七月には自身を含めての家中の宗旨改に関するものである。四つめは、年貢割付・普請・救恤・夫金等徴収・立毛見分・検見・年貢徴収等、農政全般に関する職務であり、この項目が最も多く職務の中心であった。

中でも年貢割付・年貢徴収等の職務は大きなウエイトを占め、「心得書」には「收納割之儀、仲ま示談之上米高相究、書附六手合一所ニ相窺候上、村々收納書相渡可申事」と年貢勘定に際し、仲ま（在地代官）が相談し、米高を極め、その書付を六手（六筋）一所に相窺いの上、村層收納書渡すこととあり、在地代官が年貢割付に深く関与していたことが窺われる。それは、宝暦期に員弁郡南筋支配していた天春文右衛門に関する史料でも確認される。それには「十一月六日御免極参会ニ罷出候様」<sup>(88)</sup>「十一月六日方郡奉行宅ニて参会、御目付衆沢但馬殿立合、六日、七日、九日、十日に相済、十一日ニ御伺申上是以相済申候」と免極（年貢割付）の寄合への参加の要請を受け、十一月六日より郡奉行沢井貞右衛門宅に寄合、目付沢但馬立合の上で、四日間にわたり免極を行い、十一日にお伺いを立て、終了したとある。

員弁郡南筋の代官を天明四（一七八四）年から務めた辻家には、年貢皆済目録に相当する「年貢米算用帳」や「中勘定目録」が残されている。<sup>(89)</sup>寛政七年の中勘定目録は、当時員弁郡南筋代官であった辻常右衛門と譜代代官大熊芳之丞の二人が作成し、大根田九郎右衛門・家所寛兵

衛・長坂幾右衛門宛てとなっている。辻家の場合、譜代代官とともに員弁郡南筋村落から納入の年貢米を集約し、郡奉行への報告を行ったのである。

また、年貢皆済に関して、郡単位での在地代官の関与を辻家の例で紹介したが、在地代官は各村落へも「年貢納払方算用帳」と題された年貢皆済帳を発給、もしくはその奥書をしている。例えば、朝明郡の場合、加藤所左衛門、加藤甚助がその発給代官となり、取立の翌寛保二年から退役年の安永六年まで行っている。<sup>(90)</sup>

ところで、天春文右衛門の場合、代官在職中の宝暦六年東富田村の出入りに関与している。<sup>(91)</sup>支配村落であった東富田村での庄屋の借金・藩よりの祝儀米・御救米等に関して庄屋と惣百姓との間で出入りが起こった。仲介役としてその処理にあたった天ヶ須か村庄屋・大矢知村庄屋の同席のもと、奉行衆の指示で天春文右衛門は内済を申し付けている。代官としての職務に村落出入りの内済処理があったことがわかる。

三重郡筋支配の富田忠太夫の場合、水害に際しての川切砂入場所の把握を行っている。<sup>(92)</sup>安永二（一七七三）年六月に八王子村ほか三か村が六月三日・十九日の大雨により堤が切れ、田地への砂入が多かったため、忠太夫は、川切田地砂入箇所を書き記した絵図を差し上げるように申し渡したのである。そのため四か村が寄合、七月二十三日に認め、翌二十四日に差し上げたのである。

さて、こうしたことは、在地代官の職務遂行にあたって作成された引継書類からも看取される（表4）。天春家が安永六年の代官を引き継ぐ際に作成された史料には、安永五年の年貢米中勘定目録（十二月時点での勘定）、夫金・草代・茶代・鉄炮役・礼銭・渋柿・柿納の付加米の覚、支配村々の出人定法帳、高帳、助馬金、柴蒭割符帳、免定扣、小役銀割符帳、大豆・麦・稗通帳、納米蔵受取手形、市場村百姓訴状、先納金書

表3. 代官としての年間の職務一覧

番号	月日	事象
1	1月1日	登城、御礼申上
2	1月2日	留主年、村々庄屋共御礼に罷出候に付、御城へ罷出
3	1月3日	在城年、村々庄屋共御礼申候に付、御城へ罷出
4	1月4日	在城年、寺社御礼申上候に付、罷出
5	1月8日9日頃	村々庄屋共呼び寄せ、火の本・博奕等の法度背かざるよう申渡
6		前年御免定、極月に相渡し候者早春に写取、正月初寄合之節請取印形取
7		早春に村々より差出候願書受取置、17日、20日頃見合
8	1月11日	御役所出初扇子代金土蔵へ相納
9		自分并定附分共御扶持方相認、20日までに受け取らせ候町人方へ相渡
10	2月上旬	村々諸帳、新帳に相成候に付、取り集め吟味、村々米高相極受取帳相認
11	2月中	去々年分御脇米撰間米請取手形手合一紙相納、村々書付二月中に役所へ差出
12		1月10日頃までに村々樋方御普請願帳取目録相添、六組一緒に郡奉行へ差出
13	2月2日頃	定附中間御給金請取手形仲間分一緒に判取所へ差出
14		村々より夫喰願出候はは、仲間評議の上郡奉行へ申達
15		夫喰として麦・稗下し置かれ候節、当番より六手合割賦
16		村々請取帳相認印形取差出候様月番庄屋へ申付
17	2月中	御蔵々納米并大豆・麦・稗共書替取候様米払へ申付
18	3月中	御勘定目録取御算用仕立
19	勘定之節	村々茶延米拝借手形相認差出候様に月番庄屋へ申付
20	勘定之節	御膳米預手形差出候様申付
21	勘定之節	多度神馬米預手形差出候様申付
22	勘定之節	裏山定附中間御扶持方預手形取候
23		村々御普請帳目録相認御蔵へ書替、小物成手形共相揃、3月中勘定所へ差出
24		村々算用帳戻帳は奥書印形致し村々へ相渡
25	5月20日頃	夫金・草代取相納
26	5月中過	村々植田申付、植仕廻次第目録差出候様相触
27		植付延引の村へは、村中相煩候かその外差支筋有之は聞届
28	6月	村々宗門改の儀、仲間申合町奉行衆へ相對の上日限郡奉行へ申達
29	6月	村々茶延米代金取立、6月中2、3度相納
30		見送り御迎え庄屋并順番調べ役所へ書付出事
31	7月20日頃	村々茶代錢取立相納
32		御家中宗門改被仰付候得は、仲間分一緒に宗門方へ持たせ遣
33	7月中	麦納の割出候はは夫喰諸事差引いたし、米払へ相渡納さず
34	8月上旬	村々起方当年より御取付候分等帳面取集、目録相添勘定所へ差出
35	8月上旬	米払之儀村々庄屋相對の上相究、願書差出候様月番庄屋へ申付
36		新米納被仰付候得は、米拵縄俵并升目入念相納候様申触
37	8月彼岸過	村々立毛作見分相廻、収納方出精仕旨申渡
38	8月上旬	鉄砲証文相認、月番庄屋方へ相渡
39		無合附帳差出候節は村々吟味下役随分入念、帳面差出候様申付
40		検見御出在日限相知次第、休泊村々へ申触、并人足割庄屋申付
41		収納割の儀、仲間示談の上米高相究、書附六手合一緒に相窺候上、村々収納書相渡
42		凶年にて村々取劣難儀有之節は、検見過仲間申合郡奉行衆へ申達
43		収納割相渡候後、村々へ相廻、納方吟味申付
44		納米の儀、格別劣候之村々は、庄屋・役人呼寄吟味申付
45	10月20日時分	村々畑金并鉄砲役取立
46	10月中	村々御普請人足書附、樋方御役所へ引合、扶持米請取手形相認差出候様申付
47		引高・定納帳出候は早速村々へ申渡、即日御用番奉行衆へ相届

『四日市市史』第九巻、天春家文書「村役人の年中行事等心得書」。

罰を行った。庄屋・小前についても処罰し、この事件が解決したことで村々の者は安心したとある。

この処罰後、藩は次のような対策を講じた。

〔史料七〕

已来村々諸入用ヲ初嚴重ニ取締を付、庄屋手前算用帳等随分能分り候様仕立可申旨、夫々御定書差出し、尚又此已後庄屋・御百姓和熟いたし農業相励候様ニとの義在中一統江被 仰出有之処、此度者格別之 御主意ニて御取扱有之事故、此方初懸り合御用人衆とも致巡在申渡可然ト申談し、則同年九月御領分不殘廻在致し申渡候

と、算用帳の整備、定書の發布、農業奨励、役人の廻村による申し渡しを九月までに行った。

以上のように、この時期、家中・村々の不正の上に、在地代官がその職権を乱用して村々の不正を増長するような行為を行っていた。この事態を收拾するために、諸帳面の徴収、事実確認、代官の罷免などの処分、さらには定書の發布や百姓への教諭を行い、綱紀肅正を図ったのである。

### 第三章 在地代官の職務

前章では前期から中期にかけての在地代官の取立の様相を見たが、この章では、在地代官の職務について検討してみたい。

#### 第一節 近世前期久松平氏時代

茂福家は近世前期に代官を務めたことは前述のとおりであった。ここでは史料的な制約もあり、元禄〜宝永期の茂福家の代官としての職務の一端を中心に紹介したい。<sup>65)</sup>

その職務は書状や通達から見ると、金子借用にあたっての加判、村々の出高調査、耕作出精申付、免状下書發布にあたっての支配下百姓の近国大名領の免状調査申付、高掛金上納指示と田地家財売買禁止申付、百姓衣類監視と不足米上納禁止申付、他領での金銀米借用返済と今後借用禁止申付、他領への諸色売り及び他領者居住禁止申渡、米買勘定所以外禁止、米払への金渡し禁止、新米他領持参禁止、領内薪他領売禁止、他領薪・干鯛の桑名表にての買い取り申付、などであった。ここからは在地代官が家中と村々の仲介役として年貢徴収や米流通に関する事項等の通達を行い、農政全般に関与していることが把握できる。

また、庄屋からの取り立てられた辻家文書の中には、前述したように天和二（一六八二）年の東富田村から差し出された宗旨改<sup>66)</sup>があり、代官としての職務には、支配村落の百姓把握のための宗旨改の職務があったこともわかる。

#### 第二節 近世中期奥平松平氏時代

近世中期には桑名藩は藩領支配にあたり桑名郡を北筋・南筋、員弁郡を北筋・南筋、そして朝明郡、三重郡筋の六筋に分けていた。<sup>67)</sup> 前述したように元文五（一七四〇）年以前は大庄屋を任命し支配にあたらせていたが、寛保元（一七四一）年に大庄屋を代官に任命し支配させた。このうち、天春家の支配領域は員弁郡南筋三〇か村であった。

さて、天春文右衛門が在地代官であったことは紹介したが、天春家文書中には、宝暦七年以降の在地代官就任期間に書き付けられたと考えられる「心得書」<sup>68)</sup>が残されている。それを一覧表にした（表3）。

一月から十月中旬までの記事で、それ以降の様子が書き記されていないため、その後の職務は不明である。しかし、ここからは代官としての職務の概要を把握することができる。

### 第三節 寛政期の在り代官の罷免

桑名藩では、寛保元（一七四一）年、天明四（一七八四）年、寛政二（一七九〇）年に大庄屋や郷目付からの一斉取立が、安永六（一七七七）年、寛政二年、文政六年には代官の一斉罷免が見られる（表2）。これらの年限のうち、文政六年の罷免は転封が理由であるが、寛政二年を除き、そのほかの年はその理由が不詳である。前節でも少しふれたが、ここでは寛政二年の在り代官の罷免について「棚外不出」と題された家中資料<sup>⑧</sup>を用いて検討を行う。

寛政元年から二年にかけての桑名藩の財政状況や農村の様子は、「勝手向追々不怪御六ヶ敷相成、旧臘ハいか様ニも御取仕出来不申」「先年方御家中半知之上三ヶ一御借増ニ相成」と、財政悪化のため知行半分カットが実施されている。

このような状況下では「先年方執政之面々不正不締之事共有之故、末々御役方迄右之風儀ニ相成」「村々庄屋共之内不埒之者とも有之、種々手段ヲ致し算用帳ヲ掠、私欲引負致し居候もの多分有之」と、家中風紀の乱れ、郷中庄屋の不正が蔓延していた。そして、追いつけをかけるようにして、次のような不正が発覚した。

#### 〔史料四〕

近来諸入用之外後割物と名付取集候金錢有之由、右者実々村方入用ニて者無之、御代官・庄屋手前江外々方被相頼候頼母子奉加金又者庄屋とも寄合酒食之入用、甚敷ニ至り候而者、遊興ニ遣候金子迄茂色々と名目ヲ付高割ニ致、小前江割懸候ニ付、右後割物年々ニ増長致し、小前必至難渋ニ相成候得とも、右後割物之儀者御抱御代官西大鐘村伊藤弥左衛門相勤候義ニ付、たまたま小前より申立候様子ニ見候得者、右之者ヲ公事工ミ致不宜ものと申立追放等ニ取扱候故、

小前ニ而者何事も得申出此儘ニてハ追々村々亡消ニ及可申与相歎居候趣ニ相聞、誠ニ以不便千万之儀、且右之次第ニてハ段々御収納相減しいかかとも御取扱出来不申場江至り可申ニ付此所ニ而屹度取調付不申候而者不相成

とあり、諸入用のほかに後割物といった金錢や頼母子や奉加金として集めた金錢が寄合飲酒に使われ、これらの遊興の金子を高割にして小前に割懸けるようなことをし、小前は難渋していた。この後割の差配は在り代官である西大鐘村の伊藤弥左衛門が行い、不正を放置すれば、村々は滅び収納も減少するので調査しなければならぬとしている。そして、

#### 〔史料五〕

郷中御調之儀郡奉行計江申談、其以下御役人共江者不申聞、則亥正月廿七日御勘定役六人・御徒目付差添、御領分六郡江一ト手合宛俄ニ差遣し村々庄屋手前諸帳面不残取揚参候様申付遣し、夫々帳面取揚罷帰候

と、内密に郡奉行の指揮の下、勘定役人・徒目付が六郡へ遣わされ、村々庄屋の手元にある諸帳面を取り上げた。

在中用人や郡奉行が勘定所で村々庄屋の不正を吟味したところ、

#### 〔史料六〕

兼々内聞之通不埒不筋之取扱致居候庄屋とも多分有之、且後割諸入用之儀者一向沢茂無之品々割懸有之候段、明白相分候ニ付、御抱御代官伊藤弥左衛門家財田畑取揚追放被 仰付、其外不埒之庄屋とも罪之軽重ニ随イ御咎申付、尤小前之内ニも不埒之筋申出候者者夫々御咎申付、御調品能相済候ニ付、御領分一統殊之外難有かり致安心候様子ニ相聞候

と、不正な事実が多分にあったことがわかった。そこで、在り代官で中心的な役割を果たしていた伊藤弥左衛門を家財田畑没収の上、追放の処

四年に代官に取り立てられている。<sup>(53)</sup> 常右衛門は、近世中後期の天明二年に大庄屋役を仰せ付けられ、同四年七月に大庄屋を差し許されたあと、すぐに代官に召し抱えられ、切米六石二人扶持を給付された。その後、文化二（一八〇五）年七月に差し許されるまで二十二年間代官を務めた。その子、津右衛門は、庄屋役等を経て、享和三（一八〇三）年十二月に代官見習に召し抱えられ、扶持方二人扶持を下されている。文化二年八月には、代官本役に仰せ付けられ、代官在職中は六石の扶持を給され、員弁郡南筋支配を仰せ付けられている。また、瀬木長太夫は、「寛政四子十月御代官与被召抱」<sup>(54)</sup>、「依病氣之願御代官御免」<sup>(55)</sup>と寛政四（一七九二）文化十三年まで代官を務めた。

天明元（一七八一）年には、「同年在中切替有之、郷目付地方目付等被仰付」<sup>(56)</sup>と、天明元年の農政の転換による郷目付・地方目付が配置されたが、この年の翌年に藩領内で百姓一揆が勃発し、この政策を推し進めた役人の処罰・罷免により、再度在地代官任命となった。それが同四年である。

また、天明四（文化二年）の家中分限を書き記した分限帳<sup>(57)</sup>には、代官として「御譜代ハ三石ツ、御役料、郷中御代官ハ壹兩御役料」と二種類の代官があり、一・二名の代官が書き記されている。その中には、在地代官と推測される辻常右衛門・服部藤治・水谷佐太郎・近藤十左衛門・瀬木庄太夫・豊田嘉十郎の名が見られ、いずれも六石二人扶持を宛行われている。このことについては、寛政二年に

〔史料三〕

郷中取扱甚不締之儀共にて、庄屋手前諸入用訳不相互、不筋之入用共小前江割懸小前々々至而難涉及困究、自然と御用捨米相願候振合に成来候故、年々御收納高相減候事と相見候に付、郷中御切替御取  
り付候様に不致候而は不相成儀と申合、郡奉行不残退役被 仰付、

大根田九郎右衛門・家所半太夫両人郡奉行被 仰付、是迄御代官郷中御抱之もの六人之処、御譜代之者六人被 仰付、一郡兩人宛組合に被 仰付  
とあり、村役人不埒による諸入用の増加が、小前百姓の困窮を招き、さらにそれが用捨米の願い上げ、収納米の減少とつながっていた。この事態に対応するため、郡奉行の更迭、在地代官六人に加えて譜代代官六人が任命され一二人となり、譜代代官と在地代官の二人の組み合わせで一郡支配を行ったのである。なお、寛政期以降に取り立てられた在地代官は、在地との癒着回避のためか、しばしば支配領域の交代が行われている。<sup>(58)</sup>

このように、近世中期の奥平松平氏時代の桑名藩の在地代官の取立は、寛保元年が最初であり、その取立は大庄屋もしくは代官見習からの取立が通常であり、その場合、大庄屋職を辞め、代官に就任するという形を取り、その時点で武士身分へと身分上昇することになる。代官見習からの取立は、代官職の世襲を想定したものとされており、天春家の場合、跡目相続を行っている。その後、安永六年の一斉罷免を経て天明四年までは置かれなかったが、それ以降は忍への転封があった文政六年までは継続して見られる。ただし、寛政二年以降は譜代代官との併用での取立であった。

なお、文政六（一八二三）年に久松松平氏が再入封するが、在地代官は置かれていない。<sup>(59)</sup> むしろ、忍へ転封した奥平松平氏は、この地域の一部四万四千石余の支配に家中から郡代を任命し、在地から取り立てた役人を配置したが、代官もその中に入ることかどうかは不詳で、これについては他日に期したい。<sup>(60)</sup>

表2. 近世中・後期在地代官の就・退任表

代官名	就任月	退任月	出身村	備考
<b>【大庄屋制度導入】</b> （享保16年～寛保元年8月）				
服部兵太夫	寛保元年8月	安永6年2月		
西田金右衛門	寛保元年8月	安永6年2月	(戸津村)	
伊藤四郎太夫	寛保元年8月	安永6年2月	上相場村	
天春文右衛門	寛保元年8月	明和7年8月	中野村(病死)	員弁郡南筋支配・宝暦6年三重郡当分支配兼帯
天春文兵衛	明和7年	安永6年2月	中野村(天春文右衛門養子)	員弁郡南筋支配
加藤所左衛門	寛保元年8月	安永6年2月		朝明郡筋
富田嘉兵衛	寛保元年8月		北五味塚村	三重郡支配
富田忠太夫		安永6年2月	北五味塚村(嘉兵衛物領)	三重郡支配
服部勘左衛門	寛保元年8月	安永6年2月		
伊藤新之助	延享3年	安永6年2月		
服部幸助	延享3年	安永6年2月		
<b>【大庄屋制度再導入】</b> （安永6年2月～天明元年6月）、 <b>【郷目付導入】</b> （天明元年6月～天明2年7月）				
水谷佐太郎	天明4年7月	寛政2年2月		寛政5年再任用、退任時不明
水谷儀助	天明4年7月			
木村伴蔵	天明4年7月		(北大社村)	
辻 常右衛門	天明4年7月	文化2年7月	千草村	員弁郡南筋支配、病気により退任
伊藤弥左衛門	天明4年7月	寛政2年2月	西大鐘村	
近藤十左衛門	天明4年7月		東禅寺村	
豊田三郎右衛門	天明4年7月	寛政2年2月	八王子村	
木村伴右衛門	天明8年8月	寛政2年2月	(北大社村)	
片山又治郎	寛政元年	寛政7年	南福崎村	寛政2年取立も考えられる
日柴喜弥五郎兵衛	寛政2年2月	寛政3年2月	金井村	
天春四郎五郎	寛政3年8月	寛政4年	中野村	
豊田嘉十郎	寛政2年10月	寛政3年8月	八王子村	
豊田嘉十郎	寛政5年6月	文化12年2月	八王子村	再任用
瀬木長太夫	寛政4年10月	文化13年5月	高柳村	病気により退任
西田喜兵衛	享和2年2月		戸津村	
辻 津右衛門	文化2年8月		千草村	父、常右衛門死去により代官就任、員弁郡南筋支配
水谷太兵衛	文化4年7月			
西田内蔵次	文化11年9月		(戸津村)	
豊田茂十郎	文化12年8月	文政元年6月	八王子村	豊田三郎右衛門子
鈴木宇兵衛	文化13年7月	文政6年8月	田口新田村	
伊藤十太夫	文化13年7月	文政6年8月	(上相場村)	
天春九郎右衛門	文化14年8月	文政5年7月	中野村	
水谷佐太郎		文政6年8月		
片山八郎	文政4年9月	文政6年8月	南福崎村	
豊田定助	文政元年8月	文政6年8月	八王子村	豊田茂十郎子
河内七郎右衛門		文政6年8月		
近藤十五郎	文政6年4月	文政6年8月	(東禅寺村)	

「瀬木家記」(瀬木家文書)、「御用御触状留帳」(大塚家文書)、「先代より由緒書上」(『四日市市史』)、豊田家文書「勤書控」、「在中庄屋并大庄屋格其外御用懸覚帳」(辻家文書)等より作成。なお、出身村の( )は推定。

安三年頃には手代として八石二人扶持で召し抱えられ<sup>(42)</sup>、定重時代の寛文十年時点で八石三人扶持の代官となっている<sup>(43)</sup>。その後加増され、貞享二年には三〇俵三人扶持となった<sup>(44)</sup>。その子、増右衛門（当時は仁左衛門）は貞享二年時点で八石二人扶持郷手代を務めている。増右衛門自身はその後昇進し、郡代となり藩政改革を行った。

以上のように、前期の松平越中守時代の在地代官の取立は、土豪層よりの取立、庄屋層からの取立に分類され、前者は定綱時代には既に取り立てられ、後者は寛文期には一部の者が取り立てられてはいるが、天和元年の災害に起因する藩政改革により恒常的に取り立てられるようになったようである。その際には、居住地を離れ、家屋敷を拝領し、庄屋職を解任され武士身分となることで苗字帯刀、扶持米を給与された。この時期の代官には世襲化も見られる。

## 第二節 近世中期の在地代官の取立

近世中期奥平松平氏時代には、桑名藩では多くの在地代官が取り立てられた。「瀬木家記」<sup>(45)</sup>によると、表2のようになる。これによれば、①寛保元（一七四一）年八月、安永六（一七七七）年二月、②天明四年七月、寛政二（一七九〇）年二月、③寛政二年以降文政期までの三つの時期が大きな画期であり、多くの在地代官が取り立てられた。

奥平松平氏の在地代官の取立は、天春家由緒書に「御譜代御代官御差止め、在中方文右衛門外六人始而御抱二相成申候」と寛保元年が最初であった。また「瀬木家記」の寛保元年八月の記事には「在代官被仰付、服部兵太夫・西田金右衛門・伊藤四郎太夫・天春文右衛門・加藤所左衛門・富田嘉兵衛・服部勘左衛門」とあり、由緒書を裏付けるものとなっている。

中野村天春家の場合、文右衛門など五代の当主が代官となっている。

寛保元年に代官に取り立てられた天春文右衛門は

〔史料二〕<sup>(47)</sup>

寛保元酉八月 御代官二被召抱、員弁郡南筋支配被 仰付、御扶持方九人分被下置、席者御蔵役次キニ被 仰付候、尤在住居茂不勝手ニ付、一色町明屋敷被下置候

と、寛保元年に取り立てられ、員弁郡南筋を支配し、九人扶持を給された。居住地は一色町の明屋敷を拝領している。この文右衛門は、寛延元（一七四八）年に「在中御用掛」、同二年には「御勘定役格二而御代官座上」となり、宝暦六（一七五六）年には三重郡当分支配兼帯を仰せ付けられ、明和七（一七七〇）年に病死するまで三十年間代官を務めている。また、文右衛門は、延享三年の鍋坂新田開発にあたり、悴で庄屋であった四郎五郎からの願書の奥書を加藤所左衛門とともに行っている<sup>(48)</sup>。

文右衛門の養子であった天春文兵衛は、宝暦二年代官見習、明和七年跡目相続、安永二年には勤役中加扶持二人を給されている。同六年二月の切替につき代官役を免じられている。その後は代官格を仰せ付けられ一生二人扶持を下し置かれた<sup>(49)</sup>。

北五味塚村の富田家の場合、前述したように五代目の富田嘉兵衛は寛保元年に在地代官として取り立てられた。翌二年七月には、家中の一員となったことで、宗門改帳を差し出した。嘉兵衛は妻、惣領忠大夫、忠大夫妻とともに、禪宗正覚寺の旦那となっている。合わせて召し使いも下大久保村から召し抱えている<sup>(50)</sup>。また、六代目富田忠太夫の由緒には、「御先代様御時節郷御代官役相勤」と郷代官、すなわち在地代官を務めたことが記されている。また、忠太夫が安永二年時点で代官を務めたことは、八王子村に残る砂入絵図に「御代官富田忠太夫殿」と見られることからわかる。

前期に代官に取り立てられた辻市郎左衛門家からは辻常右衛門が天明

見られる。また、貞享二（一六八五）年の分限帳<sup>28</sup>では、下勘定として一〇石三人扶持を給され、持福村に居住していたことが記されている。元禄七（一六九四）年には、茂福五左衛門が朝明郡村々の耕作料借用にあたり代官として奥書を行っている。宝永二（一七〇五）年分限帳では、代官として一八石三人扶持が茂福彦五郎に給されている。さらに、宝永五年の藩役人から発せられた書状にも「各御代官所之内」とあり、当時茂福彦五郎が代官であったことがわかるし、同年の書状宛所に「御代官五人へ」とあるように茂福氏を含め五人の代官がいたことがわかる。<sup>31</sup>

次に庄屋層からの取立であるが、桑名藩の在地代官として恒常的に取り立てられるようになったのは天和期頃と推定される。天春家文書由緒書には「宝永已前松平越中守様御領分中、御代官相勤候者千草辻氏之様ニ相見江候」とあり、千草村の辻氏の代官の記述が見られ、それを裏付けるように辻家文書にも代官取立の記述が見られる。

〔史料一〕<sup>32</sup>

辻市郎左衛門

一、天和年中松平越中守様御代官ニ被 召抱、朝明郡東富田村江罷越家屋敷拝領仕、千草村庄屋者二男久右衛門江譲り置拾三ケ年之間相勤、元禄七戌年御代官者嫡男喜兵衛江譲り置千草村江立帰り、元禄九子年五月十二日死去

とあり、市郎左衛門は代官に召し抱えられたことで東富田村に家屋敷を与えられ、そこで政務を行ったのである。その際に庄屋職を二男久右衛門に譲り、代官職を嫡子喜兵衛へ譲る元禄七年まで十三年間その職にあった。この市郎左衛門について、寛文十年の分限帳<sup>34</sup>で確認すると八石二人扶持で手代となっている。また、貞享二年の分限帳<sup>35</sup>では、代官として三〇俵三人扶持を給され、富田村に居住している。この年には、深谷部村に松田作右衛門（一〇〇石）、梅戸村には渡部作左衛門（七〇石）、

そして、福永村に加藤甚四郎、香取村に大平甚右衛門、楠村に林五左衛門、下相場村に伊藤孫左衛門、北大社村に中村清太夫、小向村に葛山六大夫、嶋田村に野村仁右衛門が代官として居住し、三〇俵三人扶持が給されている。

辻市郎左衛門より代官職を譲られた二男喜兵衛は元禄七（一六九四）年より十五年間東富田で代官を務めている。さらに、四男清太夫は元禄年中には庄屋を務めていたが、宝永六（一七〇九）年代官に召し出され、翌七年の越後国高田への転封にも従い、同年十月まで代官を続けている。その後、暇を乞い千草村へ帰村している。前述したように、享保十六（一七三一）年には桑名藩領で大庄屋を仰せ付けられ三人扶持を与えられた。<sup>36</sup>辻家は天明期にも代官を仰せ付けられるが、それは後述する。ここからは在地代官は庄屋から取り立てられ、居村とは別に藩から家屋敷や扶持米を与えられ、代官職が世襲されていたことがわかる。

ところで、「天和年中」とはいつなのか。天和元（一六八一）年には大風雨による損毛のために家中物成半知、切米取の三分一引米、そして「御徒士其外御役人御手罷廻御中間御手前水主御厩之者或御合力扶持等被召放候分共百七十六人御暇<sup>37</sup>」と下級役人の解雇を行った。また、天和元年の分限帳<sup>38</sup>には辻市郎左衛門の名は見られず、貞享二年分限帳<sup>39</sup>には見られる。さらに天和二年には、東富田村から辻市郎左衛門ほか三人に対し、宗旨改の一札が差し出されており、辻市郎左衛門が東富田村に居住した代官であったがゆえに、このような文書が残されたのであろう。<sup>40</sup>このことから、辻市郎左衛門の代官就任は、多くの役人が解雇された翌年、天和二年であったと考えられる。

元禄九年に郡代となった野村増右衛門家について見てみよう。<sup>41</sup>野村増右衛門は、宝永七年の転封の要因となった横領事件の中心人物であるが、彼の父野村仁右衛門は、もともと嶋田村に居住し、定綱時代の慶

屋役二被 仰付三人扶持被下置候<sup>19)</sup>とあるように、享保十六(一七三二)年からであり、その時に三人扶持を下付された。

また、南福岡村の片山平六も、享保四年に庄屋を仰せ付けられたが、「享保十六年御徒格二而三人扶持被下置、大庄屋被 仰付、其節御領分二而以上十式人被 仰付<sup>20)</sup>」と、享保十六年に大庄屋を仰せ付けられ、三人扶持を下付された。同年にはこの二人を含めて一二人が大庄屋を仰せ付けられたことがわかる。したがって、奥平松平氏は、享保十六年に藩領内で一二人の大庄屋を取立、それぞれに三人扶持を下付したと思われる。

また、元文五年には西田金右衛門は桑名郡北筋大庄屋、天春文右衛門は員弁郡南筋大庄屋、富田嘉兵衛は三重郡筋大庄屋を務めていた。<sup>21)</sup>桑名藩では、桑名郡北筋・南筋、員弁郡北筋・南筋、朝明郡筋、三重郡筋の四郡六筋に分け、前述したように、大庄屋を一筋に二人ずつ配置した。<sup>22)</sup>

次章で検討するが、寛保元年に在地代官が取り立られた。在地代官の登用時期にも、大庄屋がいたことが次の史料で確認される。前述した南福岡村の片山平六の子である片山又治郎は、「明和三年々親平六相勤候通大庄屋役被 仰付、安永年中代々大庄屋家二被 仰付<sup>23)</sup>」と、明和三(一七六六)年から親の後を継いで大庄屋となり、安永年間にも代々大庄屋家を仰せ付けられている。

したがって、寛保元年の在地代官への一斉取立後、代官に取り立てられなかった者は、片山平六のように大庄屋として継続して任命されており、在地代官・大庄屋の併用期であった。そして、安永六(一七七七)年二月の在地代官の罷免後には、再度大庄屋制を採用し、藩代官の管轄の下に地方支配に関与させた。大庄屋に任命された者は、富田家を除き新たに任命された者がほとんどで、地方支配の刷新を図った。

天明二年の百姓一揆後には、大庄屋は一郡一人となり、天明四年以降は在地代官の登用に伴って「大庄屋格」という格式は散見されるが、大

庄屋としての職務は廃止されたようである。

## 第二章 在地代官の取立

### 第一節 近世前期の在地代官取立

久松松平氏時代の在地代官を時間軸・由緒別に沿って取り上げてみよう。この時期の在地代官は大きく二種類に分けられる。すなわち、土豪層と庄屋層からの取立である。

土豪層からの代官への取立事例として、茂福氏があげられる。由緒書<sup>24)</sup>によれば、茂福氏の先祖は茂福下総守という者で茂福村に居住していた。織田信長の家臣瀧川一益の計略で切腹をさせられたが、下総守には二歳になる男子がいた。その子は茂福村の林玄証という者に養育され、成人して養子となり林三郎左衛門と名乗った。三郎左衛門は、慶長五(一六〇〇)年に本多氏へ召し出され、姫路への転封にも供をしたが、その後、暇をもらって茂福村へ帰村した。松平隠岐守(久松松平氏)時代に三郎左衛門の倅小兵衛は召し出されて代官役を務めた。その子の与右衛門は松平定綱時代に召し出され代官役を仰せ付けられ、名を小兵衛と改めた。その後、五左衛門という者が林を茂福と申すように仰せ付けられた。五左衛門の倅彦五郎は勘定奉行を仰せ付けられ、その子小兵衛は城米奉行を務め、宝永七年の転封に伴いその職を退き、帰農したとなっている。なお、宝永期の代官取立時には、桑名城下元赤須賀中之町に屋敷を拝領している。

このことについて、寛永十九(一六四二)〜正保二(一六四五)年の分限帳で確認すると、蜂屋弥兵衛・大西半兵衛相組の中に「地方式拾石林小兵衛」の名前が見え、由緒書の記述を裏付ける。慶安四(一六五一)年の分限帳にも一五〇石三雲文左衛門、一〇〇石萱嶋九郎兵衛、一〇〇石川合小左衛門などの譜代代官に混じって地方二〇石の林小兵衛の名が

表1. 近世中期大庄屋の就・退任表

大庄屋名	就任月	退任月	出身村	備考
<b>【代官制度導入以前】</b> （正徳元年～享保16年）				
辻 清太夫	享保16年7月		千草村	元文3年再任用か
富田嘉兵衛	元文3年1月	寛保元年	北五味塚村	三重郡筋支配
加藤所左衛門	元文3年1月	寛保元年		朝明郡筋
服部兵太夫	元文3年1月	寛保元年		
嶋田源右衛門	元文3年1月		(阿下喜村)	
西田金右衛門	元文3年1月	寛保元年	(戸津村)	桑名郡北筋支配
山下清左衛門	元文3年1月			
坂 太左衛門	元文3年1月		(天ヶ須賀村)	
片山平六	享保16年7月	明和3年	南福崎村	
伊藤四郎太夫	元文3年1月	寛保元年	上相場村	
天春文右衛門	元文3年1月	寛保元年	中野村	員弁郡南筋支配
木村平蔵	元文3年1月		(北大社村)	
片山又治郎	明和3年	寛政元年	南福崎村	片山平六死去につき大庄屋となる
<b>【代官制度導入】</b> （寛保元年8月～安永6年2月）				
松岡専八	安永6年2月	天明元年6月		
水谷太兵衛	安永6年2月	天明元年6月		
国保宗右衛門	安永6年2月	天明元年6月	小牧村	
豊田三郎右衛門	安永6年2月	天明元年6月	八王子村	
豊田三郎右衛門	天明元年7月	天明2年7月	八王子村	再任用
二井文五右衛門	安永6年2月	天明元年6月	笠田新田村	安永9年には代官として小沢孫左衛門の名が見られる
藤波六郎兵衛	安永6年2月	天明元年6月	永井村	
渡辺三郎右衛門	安永6年2月	天明元年6月	鼓村	
木村清太郎	安永6年2月	天明元年6月	(北大社村)	
藤田平左衛門	安永6年2月	天明元年6月	(大井田村)	
伊藤弥左衛門	安永6年2月	天明元年6月	西大鐘村	
富田嘉兵衛	安永6年2月	天明元年6月	北五味塚村	
<b>【郷目付制度導入】</b> （天明元年6月～天明2年7月）				
6人(上記豊田三郎右衛門含む)	天明元年7月	天明4年7月		一郡一人ずつ
豊田嘉十郎	天明2年7月	天明4年7月	八王子村	豊田三郎右衛門子
辻 常右衛門	天明2年	天明4年7月	千草村	天明4年7月代官就任

「瀬木家記」（瀬木家文書）、「御用御触状留帳」（大塚家文書）、「先代より由緒書上」（『四日市市史』）、豊田家文書「勤書控」、「在中庄屋并大庄屋格其外御用懸覚帳」（辻家文書）等より作成。なお、出身村の（ ）は推定。

## 第一節 近世前期～中期の桑名藩政

本節では在地代官の職務と関連する桑名藩の藩政、中でも前期、中期の農政についてその概況を押さえておこう。<sup>6)</sup>

桑名藩は慶長六（一六〇一）年に徳川家康の重臣であった本多忠勝が一〇万石で入封したところから始まる。その後、元和三（一六一七）年、家康の外戚大名として久松松平氏が入封し、さらに寛永十二（一六三五）年には、その一族であった松平定綱が入封して宝永七（一七一〇）年まで久松松平氏の支配は続く。その後、野村増右衛門事件という御家騒動をきっかけとして久松松平氏は越後国高田へと転封する。転封後には、奥平松平氏が入封し文政六（一八二三）年まで桑名藩支配を行う。そして、文政六年には、久松松平氏が再入封し幕末維新期を迎える。桑名藩はともに一〇万石級の家門大名が入封したが、ほかの譜代大名に比べると桑名での在地支配の期間が長いところが大きな特色である。

松平定綱は寛永十二年の桑名入封後、家臣団形成、農政整備を行い桑名藩の礎を築いた。特に農政に注目してみると、寛永～正保期にかけて村切り・検地を推し進め、その上で慶安期には財政基盤を固めるための年貢徴収制度の整備確立・新田開発を行った。<sup>7)</sup>しかし、子の定良の養子・定重時代には、延宝二（一六七四）年の不納、天和元（一六八一）年の桑名大風雨、元禄十四（一七〇一）年の桑名大火などの災害、宝永四年の損毛に見舞われることで幕府や商人達からの借用を重ねた。宝永七年には駿府御手伝普請の際に借用した金子が四万両余にもなっており、財政難に陥ったと推測される。特に年貢徴収に関して必ずしも成果があったとは言えないが、元禄十一年以降、年貢率の上昇による年貢増徴傾向が把握できる。<sup>8)</sup>

また、在地との関係に注目してみると、定綱時代の正保～慶安期にかけて切米取や現米取など小禄の取り立て、役方・側方の充実を図ったこ

とにより百姓身分の取立が行われた。そのことは「足輕之事、右者百姓之子共御吟味候而被抱一季居之訳ニ付妻持之事ハ無之」と百姓を吟味の上、一年限で足輕に召し抱えることからわかる。現に村方に残された史料には、百姓が一年限で家中奉公人に取り立てられている事実も見られる。<sup>9)</sup>定重時代になり、さらに現米取・扶持米取が増加してきており、役方・側方への取立が見られる。<sup>10)</sup>このことと照応するように元禄期には百姓が家中中間として取り立てられている。<sup>11)</sup>このように、久松松平氏時代には、多くの百姓が足輕・中間などの家中奉公人として一年限で召し抱えられており、百姓から武士への身分移動が見られるのである。

宝永七年に入封した奥平松平氏は、七代、文政六年までその支配が続く。桑名入封以後、郡奉行・譜代代官支配のもと、在地より大庄屋を取り立てて年貢徴収など農政全般を管轄していたが、年貢徴収高の漸減により財政悪化、それへの対処として享保期には商人よりの金子を借用している。<sup>12)</sup>寛保元（一七四一）年、延享三（一七四六）年には農政に関する法令も出されている。<sup>13)</sup>また、宝暦期には藩財政不均衡による財政悪化の様相を呈する。この状況に対し、家中への借米、藩領村々への夫食下付、新規百姓取立、検見に実施による作柄把握などの施策を行い年貢量の確保に努めた。さらに寛政期以降、定書の発布、引高見直しを実施し、さらなる年貢増徴を推し進めた。<sup>14)</sup>

## 第二節 近世前期～中期の大庄屋取立

近世前期久松松平氏時代は、大庄屋制が導入されていたようであるが、詳細は不明である。<sup>15)</sup>史料的に裏付けられる時期は宝永七年の奥平松平氏時代からである（表1）。その時期については、千草村辻清大夫が宝永六年に在地代官に登用された後、久松松平氏の越後国高田への転封を機に千草村へ立ち帰り庄屋を務め、「享保十六亥年七月桑名御領大庄

# 桑名藩の在地代官について

—近世前期から中期にかけて—

藤谷 彰

はじめに

本稿は、庄屋や有力百姓より取り立てられた代官、いわゆる在地代官について、一〇万石級の桑名藩での事例を取り上げ、その実態や意義を論究することを目的とする。

近世身分制を捉えるにあたり、いわゆる士農工商身分に該当しない身分の存在を身分的周縁としてとらえる研究が盛んとなっている。その中で身分的中间層として町人代官・在地代官・大庄屋などが注目され、さらには武家奉公人や郷土の問題もどう捉えるのかなど研究が行われている。この階層については、支配者と被支配者層との中間的な位置にあり、農政・武家軍役・行政官僚システムの欠を補うような層で、近世社会にとっては必要不可欠な存在であったことが実証されている。

ところで、在地代官については、畿内・近国の旗本領における在地代官の分析をした熊谷光子氏の先行研究がある。同氏は、在地代官とは、知行所の庄屋や有力農民が一時的に武士に取り立てられ、在地支配を行い、在地土豪の取り立てとは異なり、近世中期以降、とくに旗本知行所や大名領の飛地など小規模な所領で取り立てられた代官のことで、苗字帯刀許可、村の人別帳からの離脱、家中人別帳への登録が特色であるとされた。そして、知行所の物成引請体制の中で、年貢収納、郷中政道、公用勤向の三つの職務があることを指摘し、畿内・近国における在地代官の位置づけを明らかにした。<sup>②</sup>

その後、個別村を越えて知行所運営全体に携わった存在としての大庄

屋と在地代官との違いを明らかにし、大庄屋は農業経営に裏打ちされた経済力で郷（村）借を行い、立替えや資金の用立てをしたが、在地代官は農業経営から切り離された存在で、知行所への資金調達に関わり、その力が発揮されたとの結論を導いた。<sup>③</sup>さらに、在地代官の地域や村内での位置づけを明らかにする研究へと深化している。<sup>④</sup>

本稿の事例である桑名藩は、一〇万石級の大名であり、熊谷氏の指摘する小規模な大名領でも飛地でもない地域に在地代官が存在しており、しかも、時期的にも近世前期から存在したことは、氏の指摘とは異なるところである。したがって、ここからは、氏の指摘とは異なる在地代官像を検出することができ、仮にそうであったならば、一〇万石級大名領での在地代官の実態はどのようなものであったのかなど重要な意義を見出せる。<sup>⑤</sup>

本稿では、一〇万石級大名であった桑名藩に存在した在地代官を素材に、その実態の解明、存在意義について論究し、桑名藩制の基礎的分析作業としたい。

## 第一章 桑名藩政と大庄屋の取立

本章では、在地代官の取立に関連する事項として、桑名藩の藩政及び大庄屋取立の状況について確認しておく。



編集委員会

委員長：大野照文

委員：中川良平／大島康宏／太田光俊／佐野 明

Editorial Board

Editor-in-Chief: Terufumi Ohno

Editors: Ryohei Nakagawa, Yasuhiro Ohshima, Mitsutoshi Ohta, Akira Sano

三重県総合博物館研究紀要第6号

Mie Prefectural Museum Research Bulletin, No.6

2020年3月31日発行

編集・発行 三重県総合博物館

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田3060

TEL 059-228-2283

FAX 059-229-8310

印刷所・製本所 有限会社ミフジ印刷

〒514-1255 三重県津市津市庄田町2339-1

Copyright 2020 by Mie Prefectural Museum